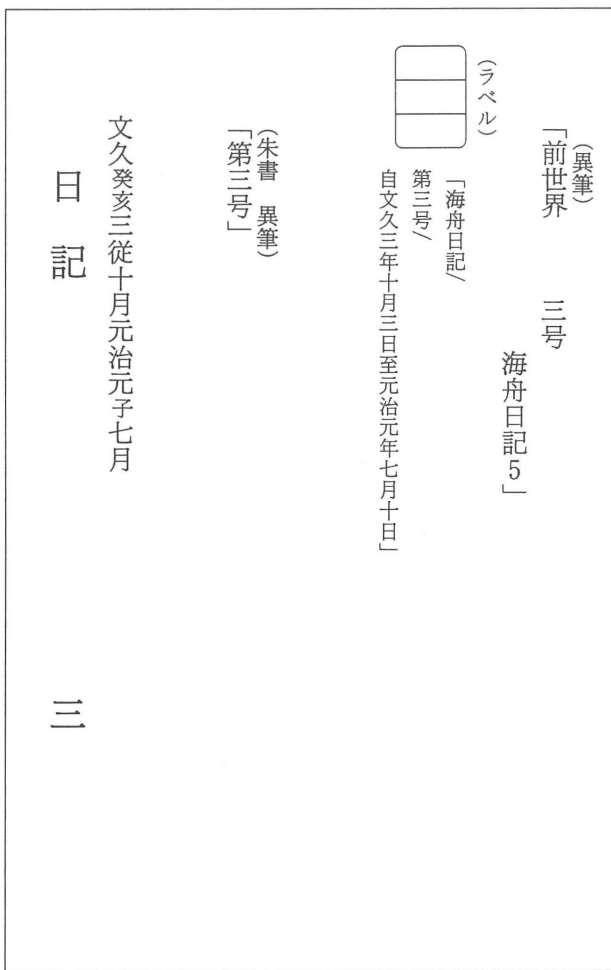


(表紙)



文久三癸亥

十月三日

越前家之藩異同之説を生し、國中一定の政を

四日 失ひ、是迄事を執りし者退けられたりと聞く

五日

聞く、八月初旬
春嶽之使三岡八郎
薩州に到り、公之
意を伝ふ、云、邦家の
をおもふに、今天下内乱
瓦解し、
朝政因循、興国之政

(1) 松平春嶽(慶永
越前藩前藩主)

(2) 越前藩士 のち
の由利公正

行ハれず、よつて同志を京師に会し、朝威正大、幕府高明之御誠意を以て、真実御合体を取計らひ、内治一定して、天下に御所置あらん事を希⁽⁷⁾むと、薩の執政小松帯刀は英俊之士、其国政大低此人之意匠に決す、此人大に同意し、三郎主上京之事一時に決定したり、ともに力を合して事を成さんと約とす云

此日大坂御城代より御達、京師会津侯より

御用之議有⁽⁷⁾之候間、早々上京可致旨申越候間、

早々上京可致旨也

六日

大坂市尹⁽⁵⁾より、京師町奉行滝川播摩⁽⁶⁾より旅

宿申附置候間、供人数并上京日合可申越旨、通

達有之

七日

出船、大坂江着、一宿

八日

払曉乗船、淀より上陸、薄暮京着、滝川

播磨江京着之旨文通

九日

会侯御出張所施薬院江参上拜謁、関東

之形勢、且公武真之御一和、御誠実ニ有志之

(3) 松平信吉(三河

吉田藩主 のち大河

内と改称)

(4) 松平容保(京都

守護職 会津藩主)

(5) 町奉行の唐名

(6) 滝川具举

(7) 薩摩藩家老

(8) 島津久光(薩摩

藩主父)

大諸侯と邦家之御大事御決議可然と申す、

当節邦家之議一定せんとし、国主其議を成

す者、越前其首たり、肥後・薩摩・筑前・土州・

久留米・柳川

十八日巳前、既に議定内評之大略諸家申合せ

調整たり、其大意を 帥宮家江言上せし者あり、云、

隣国申合之大意

叡慮深遠之御居りを奉伺、公武御一和、攘夷之

御所置、一轍に出候様有御座度、依而

皇国之御為致上京、尽力周旋いたし度旨

右、筑前⁽²⁾

攘夷之儀は、是非々々関東江御委任相成不申候ては

皇国之御為不相成、最早片時も傍觀難相成

時節と国論一定ニ而、早々上京周旋可致之旨

右、肥後⁽³⁾

(1) 有栖川宮熾仁親王

(2) 黒田長溥(筑前藩主)

(3) 細川慶順(のち韶邦 肥後藩主)

公武御合体之基本相立候様、断然周旋致度、

随而は

輦下江相集居候浮浪輩悉く掃除不致候

而は、御一和之御為不相成、最早時勢切迫ニ付、

近々 上京之合に候間、御同意に於ては、御一同

御上京相成、御戮力被下度旨

右、島津三郎

条理之正敷を踏、

皇国之御為、只管 公武之御合体相成候様、各

国戮力周旋有之度との議、則御同意に候間、

末家之者上京為仕候旨

右、肥前⁽⁴⁾

□^ト
○夕刻、⁽⁵⁾広瀬元恭来る、云、去月十七日夜七ツ時

分より、所々発炮之響甚敷、堺御門前人数

(4) 鍋島茂実(のち直大 肥前藩主)

(5) 伊勢津藩医

群集、且瀬田或は叡山江春嶽公出張乱

入すと云、注進早駕籠或は馬上にて度々有

之、然れとも御門内江入ることを免さず、これ何人

之所為成る歟、尤可怪事共なり、又京中之

人民、唯春嶽朝敵と成、乱入すと云風説

而已甚敷、混乱極まれり、誰人か此詐策

を成せしや、また何等の主意成る歟、今に分

明ならず、尤怪事と可言と

十日

⁽¹⁾山本文之助来る、聞く、十八日前は京地何となく紛

擾、如何成行や無覚束思ひしか、やかて

御親征として先鋒隊士大和江出張なと、甚

動揺し、只町人某江⁽²⁾三条家之命下たり、二万五

千金を出さしめしか、其半を御所中江奉りしに

長藩これを受取れり、其半は十八日之事あり、終に

(1) 志士 長州藩
出身

(2) 広岡久右衛門
(大坂商人)

(3) 三条実美

出さすと、此金は三条殿先鋒之軍用なりと云

十七日払暁、何方よりか炮発起りて甚盛になり

京師大震、御所中之男女長刀或は弓矢を

取りて四方江離散し、公卿方は一騎かけにて

諸方江遁去るなど、一驚せしと云

十一日

小栗下総より文通、同人近日来訪すへしと云

十二日

門生千屋・望月来る、聞く、土州にても武市半

平太之輩逼塞せられ、其党憤激、大に動

揺す、且寄合私語する者は必らず捕へられ又

打殺さる、ゆへに過激暴論之徒長州江脱走

する者今三拾人計り、また此地に潜居する徒

を厳に捕らへ、或は帰国を申渡すと云

十三日

(4) 小栗政寧(禁裏付)

(5) 千屋寅之助(志士 土佐藩出身)

(6) 望月龜弥太(土佐藩士)

(7) 号瑞山(土佐藩士)

① 伊達小次郎来る、頗る才子之風あり

十四日

十五日

十六日

不快平臥

夜に入り、春嶽公より書を賜ハる、門生五人を入

塾せしめんことを被 仰越、且近々御上京と云

十七日

広瀬生并福山藩安藤織馬来る、侯より

肴を賜ハる

十八日 春嶽公着 京

会藩中沢帯刀来る、聞く、但馬之銀山に一揆

蜂起せり、其將たるは沢主水正、今自称し

て姉小路五郎丸と云、其徒三・四十人と云

十九日

① 紀州藩出身の
ちの陸奥宗光

② 沢宣嘉(公家)

高崎生魯西
匪行之事、先日或
人より聞しか、長
崎迄□到りし也と云

群山藩某来る、侯より交肴を送らる

阿部藩三人来る、説話、当時福山藩大に憤

発せり

肥後藩門生余田生来る、云、薩藩高崎伊太郎

土州江到り、容堂公に面会、上京を説く、侯

云、長州之所置如何云々、

薩藩之論説、瑣港区々たる議なしと

○春嶽公江参上拝謁、云、当今形勢爰に到

れり、真に御憤発、天下御万解、正大之一是

に帰せされは、割据近きにあらん云々を申す、

侯に、神戸操練局之事并天下之海軍を立、

普ねく諸藩と士民とを論せず人物を

集め、其器に応し将となし士となし、門

地の旧弊を止め學術を以て募り、

皇国興起之一大海局と成さんことを申す、侯大に

(3) 柳沢保申(大和
郡山藩主)

(4) 余田三右衛門

(5) 山内容堂(豊信
土佐藩前藩主)

御同意なり

廿日

島田近江⁽¹⁾来る、越国内事を談す、これ春嶽公
之御使なり

肥後藩江口純三郎⁽²⁾来る、頗る人物

廿一日

会公江参上、滝川播磨江八幡・山崎関門修築

地所受取方之義を談す、且公江帰東之事

を申す、先暫見合可申趣

聞く、一橋公⁽³⁾当月廿六日御上京之趣、関東より

申来ると云

御上洛之義二付、十三日には会公之御使小室金吾⁽⁴⁾

東行、薩よりは⁽⁵⁾大久保市蔵^(二)、肥後ハ^{長谷川}道家寛右衛門

を以て此義を言上、今上京せし諸侯

御上洛を望むこと甚切なり、其上公武御中

(1) 越前藩側用人

(2) 横井小楠門下

(3) 一橋慶喜(將軍
後見職)

(4) 会津藩公用方

(5) 薩摩藩側役
のちの大久保利通

を以て真之御一和に到らしめ、攘夷は先興

国之道を先とし、幕府之旧弊を改め、天下

之御所置関東江御委任となし、御政機御更

張之一道を開かんとす、家共に云、各幕府親藩・外藩

之御區別あり、且嫌忌亦嫌これより生し、百弊相起

今日に到れり、今若これ等一洗するにあらざれ

は、皇国終に瓦解割据せんと云々

廿二日

肥後両公子(6)に拜謁せんとす、其日合幾日頃可然

哉を以て同藩余田(7)に告ぐ

此日、江戸同役より来状あり、其中和蘭之船将

カツテンダイキ氏より予に送れる書翰和解来

る、(8)其云書に云、

千八百六十二年第十一月四日スガラーフエンハーゲ

に於て

(6) 長岡澄之助(のち細川護久)と良之助(のち護美)

(7) 余田三右衛門

(8) もと長崎海軍伝習所教官 オランダ海軍大臣

貴きカツサン江

以前長崎にて海軍伝習の人は、海軍カビ

タンロイテナントピラールの著述したる航海表を

用ひたり、此航海表は、既に売切て最早商

売品にて得難し ○然れとも、此の如き必用

なる航海表を備へ、且之を現今の時勢に合

する様改正すること緊要なるに由て、巧なる

海軍士官たる第一等ロイテナントフロウエル

新に航海表を著述したり、此人は数年来

ウキルレムリールドにある王国海軍学校にて航海

術教授の命を蒙りたる者なり、日本海

軍士官及学生にも此必用なる書籍を得

せしむる為め、右著述者より手本として数

冊を神奈川江送たり、此書籍ハ、同所にても

我本国に於る同様の直段にて売買すへき

ものなり、余か門^以前の門人及び足下の□要

の爲め、余此書籍を足下に吹聴す、此航海

表は、出版以前未^マタ長く時も経^マされとも、既

に荷蘭海軍に用たるものなり、此書の行

わるゝ所以ハ、其体裁簡約にして用に適

するを以てなり、航海の議論を記載したる

第七篇は近日出版すへし、日本の報告殊

に日本海軍に聞^マりたることは、余最も大切とし

て之を注意す、余か最も願ふ所は、常ニ足下

と同様なり、且足下今の職業に於て大なる

幸を得給はんことを余中心^マより之を希

由り、余か副職ウキーヘルズ足下によく伝意せん

ことを余に願へり ○余等兩人の門人等へ

伝言し、余か懇親を忘れ給はざるへし

恐惶敬白

足下の朋友にして有益なる臣僕

ウ、キ、セ、フ カッテンデーキ

廿三日

此朝、諸司代^(マ)稻葉^(一)長門殿より即刻可相越旨

御達、直に参上之所、江戸より御軍艦江乗組

早々帰府可致旨、大坂御城代江御老中方より

御達之趣書付御渡、

即日出立可致旨答 ○即会候江参上、前件

之事を申す、此日会候御留守故、直ニ京地出

立之事を申置く

此日、細川家より可参旨約ありといへとも、急

に出立ニ付、断申遣す

春嶽公江参上、聞く、昨日島津家来訪、種々^(二)

談論あり、三郎^(三)云、関東にては当家を御疑ひ深

し、必らず御疑念に及ハす、春公宜敷是等

(一) 稻葉正邦(京都所司代 山城淀藩主)

(二) 松平春嶽(慶永越前藩前藩主)

(三) 島津久光(薩摩藩主父)

御周旋被下度しと、又云、瑣港之御談判甚た然るへからず、若彼大挙して来らは、何を以てこれに応し給はんや、今万国を以て敵とし戦ハむ事、国力の及ふ処にあらず、是等

御所への言上は、同志之侯伯会議の上言上可然く、此周旋乍不及尽力説解すへしと、諸家如斯なる故、速に

御上洛、国家の御大事諸家と御相談、是迄之御疑念を解かれ、御政一洗遊ハされへく、其他穩密之事共閣老江つふさに可申上へきとなり

夜に入退散、伏見江到り乗船

廿四日

払暁大坂江着、直に神戸へ出船、同所江夕刻着、明日出船之事を御船江達す

廿五日

今朝会侯より中沢生使⁽¹⁾として来る、会侯

御用談有之間、今一度上京可致旨、

即刻同人同^道□、上京

廿六日

早朝着京、広瀬江立寄⁽²⁾、直に施薬院へ

参上拜謁、

御上洛速に無之候ては諸侯終に出望^失、此機

御失に相成候ては、最早御一和御内地一定之期ある

へからず、瑣港之事ありといへとも、是等御打捨置、

速に

御上洛有之度、京師一変西国之模様等具

に言上、速に 御出途之様、死力を以て申上へく

旨猶御内話、即刻退散、出京

廿七日

(1) 中沢帯刀(会津藩大砲方御雇勤)

(2) 広瀬元恭(伊勢津藩医)

暁大坂着、直に出船、夕刻神戸江着、

順動船江明日之出船御用濟帰着之旨申遣す、
并 今日

会藩中沢・肥藩余田江戸江同船いたし可申積

廿八日

午前兵庫出船

廿九日

航海

晦日

此日七ツ時、相州城ヶ島前にて雷(マ)文船を

見る、但朝陽船にて引く、直に端舟を卸し

其転末を聞く、云、雷船蒸気機関を損し、

此処より江戸に告げたり、故に如此と、また順

動船を転して同船を引き、夕刻浦賀港に

入る

浦賀港に蟠龍船滞泊、同船内に

一橋公御乗組、雷・順之帰船を待受、直に
御と云

御同船に行拝謁、京師之時情且会・越公⁽¹⁾

之言を申上

聞く、橋公⁽³⁾廿六日江戸御出帆、御供勢三百

人陸路を上阪す、順船之損所を改め、直二

御供船に可候旨命あり、小拙は別に御用有り、

江戸江帰府可致旨也^被 仰付

橋公に申て云、当今西国之侯伯大に憤発、

大義を唱へ

將軍家之御上洛を奉待す、一刻も御因

循あるへからず、速に 御上京、彼侯伯を会

し、 皇国之御為に正大高明之御評義

あらずんは、別に開済之手段あるへからず、且外・

親藩之無御差別、聊嫌疑御打捨、御胸懐

を御開らき、善なるものを容れ、共にともに

皇国之盛大之御大挙を以て御決定あらん

(1) 松平容保

(2) 松平春嶽

(3) 一橋慶喜

こと、拙臣か如き者といへ共、日夜希望する

処也云々

十一月朔日

浦賀滞泊、順動船を以て

橋公御乗組之義を取計ふ

二日

同断 此夕江戸江帰府之事申上

三日

同所乗船、夕刻帰府、直に周防殿⁽⁴⁾

江参上、京師之形勢并天下之大義を申す

四日 登城

御用部屋にて、御上洛之儀を激言^上す、

且天下之大政是迄之如くにて御盛挙

無覚束、其他肥後守殿・春嶽公之御口

上を申す

(4) 板倉勝静(老中
備中松山藩主)

(5) 松平容保

覚
勝麟太郎
御上洛之御用
被 仰付之
右之通内意
相達候事

○此夜 御上洛掛可勤旨御内意有之、備⁽¹⁾
前守殿御書付御目付より達之

且此夜、諸家之蒸氣船暫時御借受、当

月中ニ品海へ可相廻旨御達有之、委細小生

江可談旨と云

五日 登城

薩州・肥前・筑前・越前・土州より問合有之

○中沢帶刀・余田三右衛門・千本弥三郎来る⁽²⁾⁽³⁾

○和泉守殿御渡書付⁽⁴⁾ 但四日夜、諸家へは
備前守殿御宅にて御達

宅江銘々家来呼達之覚

松平美濃守家来へ⁽⁵⁾

御用之品有之候間、美濃守所持之蒸氣船

壹艘乗組士官共、暫時之内御用立候様

可仕候、尤可相成丈取急、品川沖江相廻候様

(1) 牧野忠恭(九月十三日老中就任)

(2) 肥後藩士 楠門下

(3) 越前藩士

(4) 水野忠精(老中出羽山形藩主)

(5) 黒田長溥(筑前藩主)

相心得、委細之儀は勝麟太郎承合候様

可仕旨、宅江美濃守家来呼可達事

松平越前守家来へ

同文言 壹艘

松平出羽守家来へ

同文言 貳艘

松平修理太夫家来へ

同文言 貳艘

松平安芸守家来江

同文言 壹艘

(6) 松平茂昭(越前藩主)

(7) 松平定安(出雲松江藩主)

(8) 島津茂久(のち忠義 薩摩藩主)

(9) 浅野茂長(のち長訓 芸州藩主)

松平⁽¹⁾土佐守家来江

同文言 老艘

松平⁽²⁾肥前守家来江

御用之品有之候間、先達而御預ケ相成候觀

光丸御船并所持之蒸氣軍艦乗組

士官共、暫時之内御用立候様可仕候、尤

可成丈取急、品川沖へ相廻候様相心得、

委細之義は勝麟太郎承合候様可仕

旨、宅江肥前守家来呼可達候事

宅江銘々家来呼達之覚

松平美濃守

松平越前守

松平出羽守

松平修理⁽³⁾太夫

(1) 山内豊範(土佐藩主)

(2) 鍋島茂実(のち直大 肥前藩主)

松平安芸守
松平肥前守

別紙之通相達候へ共、可成丈手操

いたし、早々品川沖江相廻候様可仕候、

仮令手操出来兼候向にても、必当

月中着船之積相心得、精々

取計候様、銘々家来江可達事

○此日、和泉殿江諸家船々之義二付、如

左書取を以て種々申上

○諸家之船々御借受相成候二付、右廻方之節

大坂より当御地迄は石炭払底に有之候間、

大坂表にては、兵庫にて御用石炭当

地迄之分御渡相成義歟、尤蒸気機関

に相用候油類同断

○江戸操練局には石炭御取集相成候

事、但油類其外同断

但一船二付、大凡之見込にて、唯今より

右御用意取掛可申哉之事

○諸家手足り不申分は、御軍艦組両三人

宛或は水夫・火焚共御貸渡相成、諸

家士官・水夫之分は相当之御手当被下

可然哉之事

○当品海江乗廻候節、機関其外損所

等出来之分は、見分之上御修覆手切

にて為致可申哉、又は品に寄御軍艦組

手伝為致候義は勿論にて、御手繰相成

候様為仕度事

○船々着之上、諸事伺申上等、是迄之通

御手重にては難義可仕候間、極々簡易

に被 仰付可被下事

○御入用向は、夫々大凡見込相立候上は、成

丈相嵩不申候様は勿論ニ候へ共、俗吏定

律小節を申張候ては難義可致事

六日 登城

今朝、加州・阿州家来之来る、是も又所持之

蒸気船御借相成義ニ付、手継等を談す

○大島友之允来る、近々上阪之趣

○松平大和守殿江京地之形勢、且天下

之大政唯今迄之如くにては更に弊而已、如何

となれば、要路臣皆阿諛輩にあらされハ

御拔擢無之、これを以て御政を布せられ候ハ、

大誤を生すること論を俟たす、且天下

之大義は有志之国持に議せられ、定論

国是相立不申候ては、御国内心服致間敷

云々と申す

(1) 対馬藩士

(2) 松平直克(十月十一日政事総裁職就任 武蔵川越藩主)

○明日四時御用有之、登城可致旨御朋友(マコ)

頭備前守殿御剪紙を渡す

江申遣て云、

○大坂御軍艦にて 御上洛被 仰出候二付、石炭

百五拾万斤も取集可申、但諸家之船々乗寄

候ハ、石炭・油類世話いたし可相渡旨、下役并

(1) 佐藤江文達す

○浦賀表同僚江順・蟠両船(2) 中納言殿

御着船次第速に乗帰候義申遣し、且諸

家船々御借受之事同断

○此夜、目付より左之御書付写順達

今度京都より

御上洛之儀被 仰出候二付、御用意次第早々

御上洛可被遊旨被 仰出候、尤再度之

御上洛ニ而、宿駅等疲弊も被為厭、御軍

艦ニ而 御上洛可被遊候間、其心得ニ而

(1) 佐藤与之助(軍艦組出役 海舟門下)
(2) 一橋慶喜(將軍後見職)

取調可被申聞候事

七日 登城

於芙蓉之間、閣・参御列座、雅楽頭殿⁽³⁾
被仰達有之、如左

御上洛御用且御供被仰付

○御供被命し監察中、猶不可然と云者

あり、有司十分之九は不是を云、是天下
之形勢且將軍之職掌如何といふを不
解か故歟

八日 操練局出張

石炭其他之事を談す

○定次郎江命し、(神奈川)金川壳船之事を承合、

即日同人出立

九日 登城

先日、和泉殿江申立し諸家船々取扱

(3) 酒井忠績(老中
播磨姫路藩主)

并石炭御手当等之義、書付にて被相達

○⁽¹⁾秋月右京殿江形勢を論し、人々幕吏僻

見、国家の重事を解せずといふを申す

○本日、支配より両御番江御用人下かる

十日 登城

支配向 (1) 人両御番江御入人

此頃、御城内更ニ嘉平無事、関西諸侯之

憤発、皇国之御為に定論せんと上京する

形勢を察せず、悠々不断、終に怨を引かむ

歟、小子百事遅滞、こと行ハれす□具東時情

を察せず、旧弊を固執し、国を危くし

御家を傾危に近けんとするを歟〔 〕

いへとも□□一人も□□真に將軍之御職

掌如何といふを解せず、唯々小節をとつて奔走

して空敷消日す、痛憤胸間に充滿□

(1) 秋月種樹(若年寄格 日向高鍋藩世子)

之
人知己を持ち死せん歟

十一日 登城

玄蕃殿江諸家之船々の事を申す⁽²⁾

坪内伊豆江京撰之形勢、因循国を誤ま⁽³⁾

たん、宜敷 御上聞に達し、御英断を

仰くによりといふことを申す

十二日 登城

金川に滞泊する英之護送鉄船御買揚^(神奈川)

可然歟といふことを申す

○縫殿々に 御上洛之議御遅寛あるへからず、⁽⁴⁾

当時俗吏皆これを狐疑して故障する者

甚多し、これ真に国内の情実を知る者ならず

といふこと申す

嗚呼甚敷哉、幕吏^{人々}情実^{々々}に疎とき、要

路之輩皆こはむ、就中甚た不可を主張

(2) 田沼意尊(若年寄 遠江相良藩主)
(3) 坪内保之(側御用取次)

(4) 松平乗謨(若年寄 信濃田野口藩主)

し天下を危くする者は、林祭酒兄弟、監察

設楽弾正・川村順一郎・佐々木修輔、町奉行

佐々木信濃守其最たりといふ、此輩真の俗吏

可悪また参政可なりといふ者、稻葉兵部殿・

秋月右京殿・松平縫殿々等也、夫幕府日

本之政を執る処、然るに御政弊して唯

御一家之事而已、此大義を明かする者殆と少

なし、危哉 皇国

○当十五日より衣服旧に復すといふ御書付出る、今

天下多事、如此小事は必らず挙く真に兎

戯而巳け用ひらる、又可怪事也

十三日 登城

玄蕃頭殿・兵部殿より御達、明日金川(神奈川)

江出張、御買揚なるへき船々一見すへきと也

十四日

(1) 祭酒は大学頭

の唐名 林大学頭昇

と弟の晃

(2) 設楽寛(目付

外国掛)

(3) 川村匡(目付

御勝手掛)

(4) 佐々木頭亮

(5) 稻葉正巳(若年

寄 安房館山藩主)

金川江(神奈川)小船にて行く、直に運上所江出(ヤマ)き

神奈川脇本陣江一泊

十五日

運上所より、英医シーメンツの方江行き、塗

油并画料(ヤマ)を買揚を取極む、またエード

并フリーキント(ヤマ)称す鉄船一見、帰途運上

所にて金川奉行に面談す、直に神奈川

江帰る ○此日、玄蕃殿、因幡守(6)逢

接之為、同所江御出張、参上

○此夕 大城御炎上之由、払曉注

日(ママ)十五(ママ)進あり、直に出立、独歩、登城

閣・参江拝謁、

御機嫌を伺ふ

○春嶽公(7)より御書翰来る、云、

一翰啓陳、寒冷弥増相募候処、先以

(6) 諏訪忠誠(若年寄 信濃高島藩主)

(7) 松平春嶽(慶永越前藩前藩主)

上様益御機嫌能被為入、御同意奉

恐悦候、随而足下愈御清迪、就中海

上無恙御東着之由、昨日弊藩江戸

飛脚にて承之、欣然降念之至存候、

扱又、本月朔二は

御上洛も御発令相成候由申越、全く以

足下不一方御尽力故と致感佩候、何分

早々之御発令ニ相成、為

皇国恐悦至極奉存候、此上は一日も早く

御開帆、屈指奉待上候事ニ御座候、且又

昨日小松帶刀⁽¹⁾此旅館江入来にて、家臣江

咄候中、今般

御上洛之節、松山閣老⁽²⁾は供奉ニ不

相成趣申聞候、兼而御咄合申候通、今般

之

(1) 薩摩藩家老

(2) 板倉勝静(老中
備中松山藩主)

御上洛御盛挙は、別而 皇国之安危

に關係し、第一

公武之御一和被為開、太平之基本至

極之御太切(マア)と奉存候、万一寸毫之

御蹉跌有之候而も、挽回之道ハ無覚

束と奉存候へは、実ニ日夜不安寢食

焦痛而已罷在候、今般は姫路(3)・山形(4)・

松山三閣老共御供奉ニいたし度と奉存候

程之心底ニ御座候、別而松山閣老御

供奉無之候而は実ニ不相濟と、為天下

心配此事ニ御座候間、是非松山閣老

は御供奉相成候様致度、姫路・山形兩

閣老之内ニ而御一人御供奉ニ致度と奉存候、

此義余リニ御案思申上候故、愚衷丈ケハ

守護職(5)へも昨日申越置候、足下小生之

(3) 酒井忠績(老中
播磨姫路藩主)

(4) 水野忠精(老中
出羽山形藩主)

(5) 松平容保(京都
守護職 会津藩主)

寸衷御同意之事も候ハ、夫々被仰立御

尽力伏祈此事ニ候、若又御背意

にも候ハ、足下限りニ希候、区々之意

衷吐露、過日来感邪平臥之把筆

仁免可給候、寒氣別而為天下深

愛專祈專禱、不具

十一月十日

春嶽

勝麟太郎殿

嗚呼、此候愛国杞憂之念、此

手翰中を以て可見、惜哉、末世之弊

誠実如君有るといへとも、事行ハれず、

空敷区々として奔命す、実可歎

○昨、薩藩⁽¹⁾吉井中助^(介)来訪、当節之形勢并

御上洛速に無之而は瓦解可為、且若御遲寛に於

ては、中納言殿⁽³⁾と議して天下之大事を可極歎、或は

肥後にて
横井平四郎
罪案
右者傍示犯禁
候付ては及達置候

(1) のち友実(薩摩藩士)

(2) 横井小楠(肥後藩士 思想家)

(3) 一橋慶喜(将軍後見職)

趣も有之候ニ付、諸事謹慎を加、私之宴会等相憚可申所、去年十二月十九日之夜、都筑四郎・吉田平之助申談、江戸町家ニ於て酒宴相催候席へ、狼藉者共抜刀にて罷越候を見受候ハ、俱ニ力を合せ相当之所分も可有之処、四郎・平之助成行をも不顧、其場立去、未練之次第、土道致忘却、御国辱ニも係、重畳不埒之至ニ付、屹度被 仰付筋も有之候へ共、御容儀を以被下置候御知行被召上、土席被召放旨
十二月十六日被申付右、肥土之便申来

將軍御上洛あらは、御警衛之如キ、薩家之人数

を以て成すべく、是等は直に御受申ても無差支云々と云

十六日 紅葉山別御供所江参上

面々 俗吏薄輕此節之變ありといへ共、憤発之

氣なく、偷安を盗み、上洛を障ゆるの好機

会と悦ふ ○嗚呼、此挙に乗して大坂全城

に 御登阪あり、東府之旧弊御改革あらは

可然に、一も此議を云者なく、悠々不断泰平

之事而已

十七日

此日、一橋空邸江御移遷、御供に候す

十八日 出営

○此日、雅楽頭殿江御上洛之義御遅寛不相

成様御憤発祈処、且往昔よりして旧弊に染

(4) 肥後藩士
(5) 肥後藩江戸留守居役

み、風俗大破之折、中興之業中々容易に立
へからす云々、といふことを申す

十九日 出局

会藩小室金吾・野村左兵衛来る、当今之急
勢を論、同意と云

廿日 出局

朝、薩藩吉井中助^(介)・関八郎、紀藩岩橋

鉄助^(殿輔)・大島友之允来る、急務并密議を聞く

○大島より金川^(神奈川)江楊子江船来る告あり

○吉井か云、御上洛之議、大城炎上にて遅

緩に流れむ、また諸有司瑣港を為して

後 御上登可然と云もの、大低議論者の

説皆是なり、極密に周旋せむには、今

大城炎上、瑣港の決談に及ハ、必らす事

機によつては一戦も知るへからす、此炎上ニ付

(1) 対馬藩士

ては暫らく御^猶予あり、速に 御上洛有る

へき旨 勅あらは如何、此周旋若薩

にて為すこと他に漏れなは、必定行ハるへからす、

密に小子に告げ、其議如何を問ふと

廿一日 出局

廿二日 同

昨日、清水御殿江登る、和泉殿に楊子江

船といふ蒸気船^(神奈川)金川に来る、時宜によつて

出張、御買揚を取計らむ歟之旨言上す、

且御勘定奉行へ此事を告ぐ

廿三日 出局

金川より楊子江船之事を申来る、明朝出

張之積、頭取江談す

廿四日

神奈川江押送船にて出張、同所へ一泊

廿五日

横浜運上所江行く、直に楊子江船一見、明

日運転之積、英人江談す

此日、兵部殿・出雲殿横浜江御出張、拜謁、船

之事を申す

廿六日

朝、楊子船(江脱カ)江到り半日運転、機関造製

甚た可也、因て英商キンクドン江掛合、御買揚

を極む、価十四万五千ドル、初め云十七万五千

と、又垂商十五万を以て買ハむと云、今直談

迅速に取極め、敢て仲人なく、また運上所の

関係なし、故に彼これを悦ひ、五千弗を引

く ○此日、御勘定奉行并同役へ御船御買上

之事を申遣、ドルラル運上所にて操替、英人に引

渡等の御下知を乞ふ

(1) 稲葉正巳(若年
寄 安房館山藩主)
(2) 立花種恭(若年
寄 陸奥下手渡藩主)

廿七日

此日船に到り、御軍艦組等英人に運轉の

事を聞き、且少時運轉す

○午後、江戸江蒸気船入津を遠望す

○今朝、大島友之允来る、昨日江戸出立、大坂江

行くと云

○横浜遊歩、此処の外国居家皆廣大、一家

大低五千兩に下たらず、聞く、今此所にて一ドルの

価、我三十五匁二・三分、外国之コンシユル并諸役軍

乗組之士官等、運上所にて我か貨幣と引替

ゆる時は、旧約によつて三步宛なり、此故に彼

官吏等此引替にて一弗一步方銀の利益あり、

大低上官など唯銀幣引替にて一ヶ年得

る処の利、二・三万弗に到る、爰を以て其居

家の如き、此利益にて足る、我か政府如此の

事を改正する能ハす、区々として私利を得

らる、歎息すへし ○当時牛・豕・糸・茶の類外

人に売る者なし、これは其元方へ浪士輩

到りて不法の殺害しハくなり、政府これを

征御する能ハす、ゆへに如此と、今日撃する

所、木綿を渡す者甚多し、愚者わたの国^(綿)

用多きを知らず、唯絹糸・茶を禁するは

何そまた笑ふへし ○当今綿之価甚騰貴^米

し、外人争てこれを買ふ、これ亜国の戦争^米

盛なるによつて^米亜国の産、欧羅巴に出つるもの

甚少なし、此故に其価騰貴し、他日の三・四倍

に到れりと、英国の如き綿布を織て生産

する者、失産家殆と四拾万人に下らすと云

廿八日

運上所より、和泉守殿御渡候書付、御勘定奉行⁽¹⁾

(1) 水野忠精(老中
出羽山形藩主)

よりの達有之し由を告ぐ、云、十四万七千ドル

迄は、勝麟太郎断次第繰替可致旨也渡

○聞く、大坂大火、順動船去廿六日帰着せりと云

○昨日遠望之蒸気船は、薩州船にて

御上洛御用として廻りしセイラと号するもの

なり

廿九日

洋銀英商江引渡

十二月朔日

楊子船(江腕カ)江戸江乗廻、即日登 営、船之事

を閣・参江言上

二日 登営

朝、筑前之藩久世一角、留守居永田直次郎

外一人来訪、大城炎上二付、御上洛御延引も

難計二付、閣老江御上洛御進申上候為に使と云、且

種々之話あり

三日 登宮

朝、薩藩吉井中助⁽¹⁾・大山彦介来る、夕刻

家老⁽¹⁾島津主殿来訪妨けなきやを問ふ

肥後藩余田三右衛門・牛嶋五一郎来る、入門

○明後日薩船永井主水正并大炮組乗組、

登 阪之事を極む

○聞く、豊後肥田⁽²⁾にて一揆蜂起之沙汰あり、其

首たる者轟武平⁽³⁾・山田十郎⁽⁴⁾・槇和泉⁽⁵⁾（真木）

輩なり、轟・山田は肥後の脱藩人、有名之

過激輩皆一面之識あり、此兩人肥後にて取

押へたりと云、或云、中川⁽⁶⁾之宮家

王位之御望あり、或は毒殺の密議あり、

御所にて甚御心配之由、且公家方異議

して猜疑甚敷、離間之事盛なりと云、これ

此頃之風聞、一も駭とせし事なく、過激之徒八方に周旋し、一小事あれハ四方に通して、種々の異説を唱ふ、また可歎、其いふ所一も正大の説なく、互に相喰み相疑ふ而已、また可笑

(1) 島津久壽

(2) 永井尚志(京都町奉行)

(3) 轟木武兵衛(志士 肥後藩出身)

(4) のち信道(志士 肥後藩出身)

(5) 真木和泉(志士 久留米藩出身)

(6) 朝彦親王

○此御引替地所

吉田新田は、

不毛之地、今纔

に畑あり、上り高

八・九石、此中より三

十余石を返納すれ

は殆と替無、子正

月大坂御城にて替

地返上高 頂載

不仕旨、御勘定奉行へ

内請之所、御渡方追て

と申事にて先其俵

被下置す

等激怒之輩大に唱へて散士を募り、薩・

会また其隠謀ありといふ、これか為に義兵

を興すの密策ありなといふことありと云々

○上州庚申山に群盜より集りたりと云

○昨日御勘定所にて、高之内五拾俵神戸地方に

御引替被下之旨、御代官へ之達相渡す、云、

撰津国 兔原郡 之内郷村高帳

撰津国 兔原郡

一、高三拾石五斗八升七合

小野新田

同国八部郡

一、高四拾三石六斗八升八合式勺五才 吉田新田之内

高合七拾四石式斗七升五合式勺五才

右は此度勝麟太郎拜領高之内、五拾俵地方ニ

御引替被下候ニ付、書面之村々相渡候間、得其

意、従当亥年物成郷村等引渡可被申候、以上

文久亥年十二月 無出座 青^① 金左衛門

日^② 官之丞 印

星^③ 録三郎 印

齋^④ 金之丞 印

宮^⑤ 菅太郎

小^⑥ 登一郎 印

御用ニ付無印形

羽田^⑦十左衛門殿

十二月

四日 登 宮

高畑^⑧五郎来る、阿州家蒸気船之事を云、

神戸江廻置御用立度旨、今乗組人員不足、且

国内議論あり、其上船損破すれ共、主として修

理する者なし云々

○閣老江、御船割且御船損破多く如斯にて近々

御盛大之挙無覚束と申す

五日 出局

(1) 青山金左衛門 (勘定組頭)

(2) 日下部官之丞 (同右)

(3) 星野録三郎(同右)

(4) 齋藤金之丞(同右)

(5) 宮田勘太郎(同右)

(6) 小高登一郎(同右)

(7) 羽田正見(代官)

(8) 旗本 もと阿波藩医

長崎丸一番
鉄製蒸気

肥後之藩長谷川仁右衛門・余田⁽⁹⁾・牛島⁽¹⁰⁾来る

○本日、長崎之蒸気船一隻入津

○藩州之蒸気船出帆、乗組永井主水正・万年⁽¹¹⁾

^(真)慎太郎、大炮組之者、老中之家来等也

○千秋船出船之用意を軍艦組に命ず

六日 登 营 麻上下

此度 御供之面々、銀子被下趣被仰渡

御軍艦奉行並江銀三百枚宛

七日 登 营

郷村高帳羽田十左衛門より渡す

但本紙は留置、下紙
江同人調印也

八日 出局

御船々乗組之事を談す

九日 登 营

蟠龍船着

総裁・閣老より、御船々一と先登阪、帰帆後

御上洛之趣被 仰出、当節遠⁽¹²⁾江守殿御先江御登

(9) 余田三右衛門
(10) 牛島五一郎

(11) 大炮組之頭

(12) 有馬道純(老中
越前丸岡藩主)

阪と云

○聞く、昨大小監察議あり、陸路之御供当年中

京着之御都合に不相成、然る時は

御上洛御着船よりして御警衛之士不足、当時

不測之変難計、御供着を待て御出帆可

然と云、此議甚盛なり、閣老これを不聞、

今諸家 御上洛を希ふ者一日千秋、且因循

日を送らは変生難計、且また諸家江御約

あり、今にして動かすへからすと、今日登營する

監察杉浦兵庫⁽¹⁾・岩田半太郎⁽²⁾等病気を称して

出勤なく、他皆此議に同して応命せず、終に閣

老御先江上京之被 仰出あり、

嗚呼、天下之事可知、下刻上^(マ)之勢あり、俗吏

雷同して、総裁・閣老之命といへ共不被行、可歎、

因て薩州へ一書を送る、云、

(1) 杉浦勝静(正一郎のち誠 号梅潭目付 御勝手掛 十月十六日兵庫頭となる)

(2) 岩田通徳(目付)

前略 是は監察輩、陸路御供御警衛

之者、着阪御着船之御間に合不申、当節

柄御警衛不足にては掛念不少と申事にて

議論盛に相発、続て籩豆従事之者敢

て不応、或は引籠なといたし候て、總裁・閣

老大に困却、終に今日之議と相変候、然共

總裁・閣老は確乎として動せざる者有之、

唯々遅延相成候哉難計、若如斯候ハ、此

情実能く京地に不通候ハ、失信失機

之端と成可申哉と深く痛心いたし候、官吏

傍議紛々たる、其内実は此度之再

御上洛真實可然と存込候者無之、其内少見

ある者は云、西国侯伯之詐謀に乗する也

と、或は種々之流言を信、拒説に致雷同

ゆへにて、小子是を説解して云、侯伯詐謀

を遅く成す者あらは、其機会今春已来

にあり、今時にしては其機ニあらず、如何となれ

は、国内疲弊大に極まり、且今天下見解あ

る国主等京地に集会す、此中にして詐謀

あらは、自から其非を天下に布告するなり、

孰か是を可とせんや、兎輩といへ共其理を知る、

況哉堂々たる侯伯、一国の存亡を不顧

皇国之御為に大義を明詳し、周旋信を天

下に布かんとす、其中万一詐謀奸黠ある

共、我大義を容れて疑かハすんハ、策略

に乗すとも何の恐怖かあらん、且昭々たる

皇天之照覧を如何万も疑を容へからず、

此言当れりや否、敢而信用する者少な

し、空敷切齒痛憤に堪不申云々

○蟠龍船着

○長崎丸受取済

十日 出宮

翔鶴・順動・朝陽之御船々一と先登阪之議

を頭取に申す、我大議あり、一言して此行を

を止め、先議に復せむとすといへ共、我も若発

議は、因循之徒又隠にこれを拒み、空敷六・七日中

を経へし、寧実行迅速なるには然かすと、将夕

我か議を建言せは、益 廟議を支へ御威令

減し、下刻上内被を外藩に示すに当る歟、ゆへに

一言を不発慎て承命、船行を説得す

○吉井中助返書あり、云

前略 倅亦々 御上洛之御手續被変候

由にて、御厚配之段承知仕、実ニ天下之御為

御忠愛之御心術不堪感激候、云々之御決議

二而は当年中 御発城無覚束、実ニ不

(1) のち友実(薩摩藩士)

奉堪歎息、然共御惣裁・閣老辺は御動

揺不被為在候由、御尤之御事ニ奉存候、しかし

日本の柄を執せられ候御方々、御国内危急存

亡之秋ニ当て、纒の議論を圧倒なされ候

御力無之、決然たる御所置之不発ハ、歎息

有余御事ニ奉存候、已ニ弊藩ニも先頃より

度々、下旬ニは万々相違不被為在段幾重

ニも奉拝承、昨夜主殿⁽¹⁾にも出足仕候次第

にて、私共に至、何共京師へ申遣様も無之、只忙

然と罷在候、乍恐御惣裁始も先達而より御内計

有之御事共にては無之哉と、今更疑心なきにしも

あらず候、京地には追々諸藩之復命によつ

て

主上⁽³⁾を奉始、諸侯伯一同安心之筈、左候へは

実に如高諭御失信之端と可罷成候間、いつれ

(1) 島津久壽(薩摩藩家老)

(2) 松平直克(政事總裁職 武蔵川越藩主)

(3) 孝明天皇

参謁、子細得明諭候上、兎角御不都合不被

為在様仕度、不及なから奉存候、云々

十一日 登 営

会藩小野権之允来訪、肥藩細井牛右衛門

来る、此人横井小楠先生之同家と云、不在不面会

十二日 登 営

薩藩海江田彦之丞来る、頗る議あり

十三日 登 営

此日惣裁江建白書を呈す、草に別に記す、其

言痛憤、天下之形勢、を論し曲学阿世の徒を斥す

昨夜越之黒龍船入津、今日肥前之觀光船着

す

十四日 出局

此日翔鶴丸・朝陽丸出帆

十五日 登 営

か (4) 横井牛右衛門

横浜に来れる英船一見すへく、且時宜に因
て御買揚取計へき旨、閣老御直に被 命

十六日

押送船にて(神奈川)金川へ出張

十七日

英船シヨリーンと云鉄船一見、当節

御船行之令あるを以て、外国之商人好機

とおもひ、船価日頃に倍す、対談尤狡猾

十八日

此日、米商之蒸気船北京フイキンと号するもの

入津、此船殊ニ美麗、船価廿八万ドルと

云

十九日

北京船一見 ○江戸より帰府可致義申来る

廿日

雪甚敷、発足

廿一日 登 營

商船之事を申す、猶北京船今一応対
談為すへき旨閣老の命あり

廿二日 出 局

此日、筑前之大鵬丸并朝陽丸・セーラ船帰
着、翔鶴丸は去ル十五日浦賀出帆、十六日昼兵
庫着、同十八日同所出帆、十九日伊豆下田入津、
蒸気機損所修覆、明日は着船と云、
如此船々着せし故、北京船之事今一応伺
之上と決す

廿三日 出 營

北京船先見合すへき旨閣老の命あり

○此夜、翔鶴丸着、明日御老中方・若年寄衆・

御側・御納戸御船一見之御沙汰有之

廿四日 出局

(1) 和泉殿・雅楽殿・(2) 兵部殿・(3) 伊賀殿御同伴、御

船一見、觀光丸同断

○廿七日五ツ半時御供揃御乗船之趣被 仰出

廿五日 出営

此節万事繁雜、日々空走す

廿六日 出営

明日御 乗船御決定旨被 仰聞、繁雜不

可言

廿七日

御浜江参上、直に御供、翔鶴船江被為 召、

品海御一泊

雲州八雲丸入津

廿八日

朝御出帆、浦賀江御滞泊、 御上岸、

(1) 水野忠精(老中出羽山形藩主)

(2) 酒井忠績(老中播磨姫路藩主)

(3) 稻葉正巳(若年寄 安房館山藩主)

(4) 跡部良弼(側御用取次)

御出帆前、御船々之義
彼是骨折、御差支
無之今日御出帆ニ相
成、一段之事に被
思召、此上猶骨折
可相勤旨
上意なり

海上西北之風強く
港内なを動揺す、
爰に於て、奥井奥
詰諸番之面々、閹老・
参政^今江申て云、如斯海上
御太切之御身を以て
御航海不可然、此地
より御陸行可然と云

乗組之面々、滞船
を憤り、速に出帆を
云、小臣敢て不動、此風
朝ニ風て昼後に起る、
未夕可ならず、宜敷今

両三日見合可然と云、諸員不聞、終に達 上聞、御沙汰あり、且御直に申上て云、
若風起らは子浦に掛るへし、一步退く事は小臣敢て仕間敷と申上出帆、將して風強し
直に折れて子浦江入

甲板上にて地勢言上

○此夜、御手から御目貫・御小柄 拝領、

御懇之 上意有之

廿九日

浦賀発帆、下田湊江御着、 御上岸、海善寺

御一泊

正月元日

下田御滞泊、西風強、御供之内、御陸之議論あり

当朝、諸船発炮

二日

御出船、西風猶不穩、御船を子浦江入る、

御登岸、西林寺 御一泊 此夜 御酌にて御酒・
御菓子等を給ハる

三日

西風不止、御滞泊、

此日、御陸行之説蜂起

四日

御出帆、志州安乗江御着、遠洋穩悪浪な

し、安乗江御一泊、僕初御軍艦組一同江御酒を給ハる

御船中御酒払底
銀子を給ハる

五日

御出帆、紀州大島江御着、串本浦 御登岸、

御一泊

六日

大島出帆、紀之由良浦江御着、西北風烈敷、

御上岸

七日

風烈、御滞泊、 御上陸

八日

由良御出帆、午後天保山前投錨、

此夜、御陸行申上し各々又議論して云、御船行甚夕危し、速に御陸行可然と、御側衆大に困却せらる、勢甚盛也、終に達上聞、仰に云、今更陸行すへからず、且海上之事は海軍奉行あり、我も又其者の意に任ず、他決て異議有へからずと、此御一言にて衆議悉く止む、小臣涕泣して上意の忝きに感激す

○子浦を発する早朝、西方暗黒之雲天に布く、乍去海上甚た穩なり、また富嶽は晴輝、午後北西之風起らむ微あり、爰に於て御出帆を決すること能ハす、召あり、御前に出つ、当日之

景況 御直問あり、申上て

云く、午前は必らず穩

ならず、午後の風必らず

起らむ、伊勢安乘迄海

上殆と五十里、風起前達

する能ハす、又兩三日を

經ハ好会あらむ歟、あらかしめ

言上成かたし、大凡海上之事は機会に投ず、迅速

ならされは能ハすと、仰に云、決して今日出帆すへし如何、汝か決に随ふへしと、

臣 英慮断然たるに驚喜す、直に火を燃して蒸氣を試ましむ、五時抜錨して去る、

夕六時前迄風起なし、此時尾張内海よりして雨雲四起、風隨て起る甚敷、船頭安乗の

箒を見る、臣大桅上

に登て其方向を案

す、雨風船後にあり、遠

洋暗黒浪高く海上

浪の光を見る、若

英断遅々せは危からむ、

臣も又如何とも成す

へからず、

安乗よりは紀海に沿て

航す、此機に乗し夜

中航せは如何之

上意あり、衆井乗組

士官も又此機を云

者喋々たり、終に

御前にて

此旨 仰あり、臣謹云

遠洋無異に御渡海

濟せられしは

上之御英断にあらされ

即日 御入城、御供に候す

九日 登城

大島友之允来る

御前江被召出、上意、且以思召御小袖拜領

十日 登營

越藩兩人并会藩一人来る

此日、海軍興起之機不可失と云事を申す、必

らず拙議不可行ざるを知る

当節御軍艦中に於て

特恩を蒙むること我分に過く、嫌忌を避

け身体を思ふに処になし、故に殊に建言して

英意を天下に布告せむとす

十一日

腹痛平臥

肥藩兼坂熊四郎・安田源之丞・大島友之允・津山藩植原六郎左衛門来る

芸州侯より干鯛目録を給ハる

(1) 対馬藩士

(2) 浅野茂長(のち長訓 芸州藩主)

は、臣此機に乗する

事能ハす、夜中の

航海万々危険の恐

れ成しといへとも、諸士

皆今日の御無異安静

を悦び大に膽落の気

味あり、願ハく明早朝

を待て航すへく歟、

利を得て飽かざる時

は害不測に生せん、

まけて蠢^レの懇願に

任せられむ事をと、

上意頗る御喜悅之旨なり、御酒を賜ハる、衆人安眠中紀海に到らむ

といふ者猶頗る多し、我かつて動せず、是等之事共

上意明察にあらされハ御採用尤難き処なり、

英明 仰くへく事共
なり

○海軍之義二付、建白書を作る

大島生より、長家奉勅始末并十八日取調書并

旧臘根⁽¹⁾来上総・井原主計⁽²⁾等入京御差留

二付、歎願書差出書付、長州侯家来へ示し

たる直書写等一見

十二日 登 営

雅楽頭殿江御船々御祝義被下之事を申、

且海軍大意愚存一冊差出

細川家之者来訪、旧臘廿七日、薩家之蒸気

船、赤馬関⁽⁴⁾にて長家之炮台より発炮、焼亡

之始末を聞く

植原六郎左衛門門入、三条家⁽⁵⁾之話を聞く

十三日 登 営

(1) 根来勢之祐(長州藩家老)

(2) 長州藩家老

(3) 毛利慶親(のち

敬親 長州藩主)

(4) 津山藩士

(5) 三条実美

長州家之儀を申す、愚意当節同家之不良を

咎めて一も良成ることなし、皆雷同して其非を

云者而已、豈然らん哉、其事情内実を考へ、其

非は非とし其是は是として、御所置有度と云

十四日

本日払暁、御発途、淀川御船にて

御上洛 ○午前、翔鶴船にて兵庫に到る

○昨、加州之発起丸入津、此日乗組之役々陸路

登坂

十五日

御船々へ御着船之御祝義被下置、但船長江一

両、次三分、次貳分、次壹分、平水夫・火焚江貳朱

之積、然るに水夫已下は既に着船之節、御船御入

用金にて取計遣候由故、此度は別段不被下

○此日、神戸村長⁽⁶⁾之方江帰る

(6) 生島四郎太夫

十六日

芸州船を備前海にて発炮せし風説を聞く

十七日 加州之藩士兩人来訪

長崎丸を大坂江遣る、これは明日御城代・御城番・

町奉行、兵庫之御炮台并内海巡覧之為也

十八日

長崎丸にて御城代伊豆殿、御城番京極主膳

殿、町奉行有馬出雲、御船手佐野亀五郎、神戸江

立寄兵庫へ到り、船中一泊

○午後芸州之蒸気船入津、備前にて放発せしといふ

は空説なりと聞く

十九日

廿日

肥前藩三人来訪

廿一日 京師大監察へ出状

(1) 松平信古(大坂城代 三河吉田藩主のち大河内と改称)
(2) 高極高富(大坂定番 丹後峰山藩主)
(3) 有馬則篤(大坂町奉行)

廿二日

京師より来状、帆前船未夕着津なきゆへ迎

船差出可申旨御達、即刻返書差出す

○此朝、南部家広運丸入津

○聞く、京師江 御着後勅使あり、且御輿を

御頂戴と云、此五撰家といへとも乗ること能ハす、尤

貴品と云

○去ル十四日、島津⁽⁴⁾三郎少将に被任由

廿三日

頭取荒井⁽⁵⁾・伴来⁽⁶⁾る、御船々取締向を談す、且

帆前船着船なき時は、長崎・黒龍之両船一艘

迎船之手当申談

廿四日

廿五日

肥藩山田五次郎・江口純三郎来る、京師未夕

(4) 島津久光(薩摩藩主父 正月十三日左近衛権少将に任ず)

(5) 荒井郁之助(軍艦頭取)

(6) 伴鉄太郎(軍艦頭取)

定議なく、各々拱手して論定する者なし、如

此ならば御国是終に不定云々

聞く、去ル十三日

御所より 一橋中納言殿・越前春嶽・会津⁽¹⁾

肥後守・土佐容堂⁽⁴⁾・宇和島春山⁽⁵⁾・薩摩少将等、⁽⁶⁾

朝議参預と云に被 任しと云

○肥後横井小楠先生、蒙罪知行被召放を聞⁽⁷⁾

廿六日

午後、千秋丸之下役柳六蔵、紀之紀佐美より陸行到

着之趣にて来る、聞く、千秋船十七日同所江着、港内へ引

船手当として下役夜五ツ時頃上岸之処、俄ニ地嵐起り

船帆を巻て去り、其所在を不知と、若山^(和歌山)にて再紀之

大島江入津の報を聞き、陸行すと

○明朝黒龍丸迎船として出帆すへき旨申渡す、且京

師江前件之転末を申、一封差立

(1) 一橋慶喜(將軍 後見職)

(2) 松平春嶽(慶永 越前藩前藩主)

(3) 松平容保(京都 守護職 会津藩主)

(4) 山内容堂(豊信 土佐藩前藩主)

(5) 伊達宗城(伊予 宇和島藩前藩主 た だし春山の号は前々 藩主宗紀)

(6) 島津久光

(7) 文久三年十二月十六日土籍を剝奪

○肥藩江口・牛島⁽⁸⁾兩人來訪談、横井小楠先生

之事ニ及び、薩藩吉井江一書を寄す

廿七日

会藩^(ママ) 某來る、小野權之允⁽¹¹⁾之伝言あり、京師

太平無事と云

○黒龍船今朝出帆

○土州之学生^(ママ) 金馬來る、同人国元奔命^(走)、

聞く、一昨冬已來国内不穩、京師江出て遊説

せし平井周次郎⁽¹³⁾・正木鉄馬⁽¹⁴⁾・広瀬謙太⁽¹⁵⁾か輩皆

切腹被申付、当時田所島太郎⁽¹⁶⁾か輩周防三田

尻江亡命すと云、且国内切殺之事あらんとす^{之官吏}

廿八日

今朝千秋丸入津、乗組御徒頭組共陸行、黒龍

船に紀之由良にて逢ふと云

○聞く、大和人民蜂起之徴あり、また鷹取之藩士^(番)

(8) 江口純三郎(小楠門下)

(9) 牛島五一郎(同右)

(10) 吉井中介(のち友実)

(11) 会津藩公用方

(12) 安岡金馬(志士土佐藩出身)か

(13) 平井収二郎(土佐藩士)

(14) 間崎哲馬(土佐藩士)

(15) 弘瀬健太(土佐藩士)

(16) 田所壮輔(土佐藩士)

五・六十人亡命、相州鎌倉に会せむと云ひしと聞
く、何事にや可疑

○又聞く、薩州之日本製廻船を下ノ関にて焼打
せし風聞あり

○觀光丸之乗組兩人来る、同船返納之事を云、且
蒸気護送船一隻、御都合に寄御預け願ひ
たしと申す

廿九日

二月朔日

二日

今暁京師より来状、雅楽頭殿御渡御書付⁽¹⁾
御用之儀有之、上京可致旨

○紀ノ岩橋轍輔来る、京師之風説を聞く

○京師より来状、御船之内一隻大坂より赤銅積
込江戸江可下る、且江戸より御入用金積昇せ可

(1) 酒井忠績(老中
播磨姫路藩主)

申旨、直に頭取江申渡、朝陽船取極む

三日

船にて大坂江行き、松平大隅御役宅を訪らひ、

神戸ドック御取建并御入用金貳千両受取方、且中川⁽³⁾

持台場片寄之事等を談す、旅宿江一泊

四日

淀船にて上京、寺町通正覚寺旅宿江着

五日 登城

御用部屋にて、閣老方、摂海警衛向并神戸操練

局盛大いたし^(マ)へく、且御委任被 仰付間、万事取調

可申旨

○同夕、御船にて長崎表江被差遣旨被 仰付

是は、近々仏郎西船下ノ関江一戦之為軍艦差立

候趣風聞、参預之方々御聞込二付、右相支可申由也

当島津少将・伊達春山^(マ)・松平春嶽・閣老方同席、

(2) 松平信敏(大坂町奉行)

(3) 中川久昭(豊後岡藩主)か

一橋中納言被命、尤御目付能勢金之助同行

六日 登城

今朝、春嶽より黒龍船之義二付、酒井十之丞来る、

内話有之、同人江附し一書を呈し、且海軍大意草

稿を呈す、一書に云、前略、、扱此度再

御上洛相成候ニ付ては、兼ても申上候如く、是迄之御所

置よりハ御困難、且猜疑も其中に相雜可申哉と

存候へとも、従元 皇国之御安危御大切之折柄、更

に御一層之御苦心を以て御胸間を御披らき遊ハされ、

格別之御憤発、瑣々之猜疑等は乍憚御一身之

御一事と被遊御打捨、

中納言様御初御着実之御英断御座候様窃に

相祈候、御船内にて

公方様御容子相伺候に、少も御隔意之御様子等

不奉見上、誠難有御義と奉存候、右を以て相考候

(1) 能勢頼之

(2) 越前藩側用人

に、関東之諸有司中彼是猜疑相懐き候ハ、一己之
見識狭少マより及候事にて、御為を存候事にハ御座
候へ共、却て

公方様御英意にも相反可申哉、申上候も恐入候へ共、
尊公様御初、俗吏浮説等にハ御頓着不被在候御事
は必然に候へとも、大節小節とも全きを得候事ハ
難相成候事哉と相考候間、非常之御卓識を以て、猜

疑浮説等に聊も御掛念無御座、 参預之御方

にて万事断然御切出遊ハレ、御実事に御手

相下り候様奉願候、且又 参預之御方様御登 城

相成候御席へは、折々

公方様御憤臨被為遊候御義、御親ミも相成種々

御聞に入候ハ、御実学にも相成可申哉と奉存候、
旧冬已来、大諸侯方御多人数にて御滞京相成候て、

上下之費弊夥敷事と推察仕候、何卒御因循に

無之、万端首尾御全貫之御趣意相立候様、私輩迄
偏ニ奉仰候処ニ御座候、云々

○此日於 御前、御遵奉厚く相心得、下々迄

略有之ましく旨 御意有之

七日 登 城

兵部殿江神戸局出役・御船・石炭種々之事を

申立

八日 登 城

涌泉寺(泉涌寺) 御成

九日 登 城

長崎へ被遣候ニ付、時服ニ・御羽織・黄金十枚・拝借

金五百両被下置

○薩州家より入塾数人、巻物・肴代を送くる

○聞く、

御上洛ありしより、参預之方と江戸政府と其中和

勝麟太郎
長崎表立為御用
被差遣候処、急
速之出立ニ付、金
五百両拝借被
仰付候、返納之儀
は御勘定奉行
可被談候

(1) 稻葉正巳(若年
寄 安房館山藩主)

〔覚〕

此度長崎表江為

御用罷越候二付、書

籍其外必用之品、

神戸御入用金之

内を以て御買上

之積可被取計候、

且彼地不用之

ポンプ、長崎奉行

申談請取候様可

被致候事

〔覚〕

航海御用之儀は、

差定候御手当も

被下候上之儀二付、

一ト通之儀にては

御暇拝領物等

不被 仰付筈、兼

而相達置候趣も

有之候へ共、今度

長崎表江被差遣

候儀は、御用柄一ト

通之航海而已とも

違ひ、殊ニ御用先

より猶又急速

出立之儀二付、別段

之訳ヲ以、御暇

拝領物被 仰付候

せさりしに、此程は稍穩なり、其所以は、初上京之候

伯 中納言御初内議大方定りしに、此議東方之人

猶瑣港を言ふ者あり、ゆへに議不定、

御参内ありし折、 勅書を参預之御方々と共に

御拝見ありしに、其 御趣意寛大之旨なりしといへ共、

関東事を踏込決断する者なく、侯伯も互に讓

り合、一定の論破なし、これより俗説も興り、論者

は其英断なきを憤ふり、また奸吏説をなす、未夕

真に天下之大政を知らず、因循無事を好むの風

捨すること不能、窃に隱微之事実を聞て、空敷

切齒する而已

十日

京都出立、大坂江着

十一日

町奉行御役宅へ行き、此度の御用向、且内海御

事に候条、已後之例ニは被心得間敷候事

右之書、御同朋頭江渡す

但御暇御手当等

元より願ハすと

いへとも、監察並

被 下置相成候事

十二日

警衛、黒龍船其他之事を談す、直に神戸江帰る

旅装を整ふ ○薩藩拾三人入塾

十三日

(ママ)

乗組頭取并諸家之者来る

大風、乗船すること不能

十四日

出帆、一時海上平穩、少も風濤なし、時毎に

七里半を進む

十五日 五時

豊前佐賀関着船、即徳応寺江止宿、

地役人・水夫・火焚江酒代遣す、惣計五兩壹分

十六日

豊後鶴崎之本陣へ宿す、佐賀之関より五里、

此地街市可なり、市は白滝川に沿ふ、山川水清し、川

口浅し

十七日

大御代はゆたかなりけり旅枕
一夜の夢を千代の鶴さき

民のかまとゆたけき
ものをしらぬひの
つくし生てふ
野津原のさと

豊後

佐賀之関 五里 泊
港せまし、上下
二所あり、入口上
之口暗礁あり、山
脚に沿ふて入る
へし、中央危ふし

鶴崎 五里 泊
白滝川あり、浅し
野津原 七里 泊
久住 七里 泊
内牧 八里 同
大津 五里 休
熊本 二里 泊
高橋川あり
小船通すへし、川
口江十五町計り
此所より島原へ
海上 七里
島原 八里
会津 八里 泊
長崎

野津原に宿す、山之麓にて人家可ならず、八幡川あり、

大低一里半計り、川堤に沿ふて路あり、海道広く田畑

厚肥桃菜花盛、関東之三月頃の季候なり

野津原の宿より出れば山路、此道久住山を左に見る、往時

此宿之村長三輔なる者山中より水源を引き三渠を引く、

これより古田廿余町・新田三十余町を得たりと、其事業

を記し碑あり、 七里

十八日

久住に宿る、細川侯之旅亭、惣体葺屋素撰、花

美之風なし、庭中泉を引き、末田野に流る 七里

地は久住之山脚にして、殆と高崇、地味可なり、山泉を

引きて左右に導ひく、小流甚多く、架する橋は皆

石橋円形に畳み橋杭なし、導泉意を用ひて

左右数所、林木これか為に繁茂し、稲粟皆実る

へし、其巧妙尽力之到る処、殊に可感、英主にあら

(1) 細川慶順(のち
昭邦 肥後藩主)

されは此挙興しかたかるへし、他領公田の雜る所

熊領に及ハす ○また聞く、此地の南方、導泉の功

此地の比にあらず、或は山底を貫き、高く憤マテ出せし

め、或は無底之深谷に帰さしめ、皆田畑之用に応

せしむと ○山上より阿蘇嶽を見る、此嶽に

並立ひたる成す高峯あり、猫か嶽と云、人跡不到、

山之頂上大石剣之如く成るもの直立す、妙義山に比

すれば更に一層之奇峯なり

十九日

八里

内之牧に宿す、此地もまた山中山泉自由なり

○惣て鶴崎より此地まで土地厚腴、熊領は大材

甚多し ○此地より、街道杉並樹数十年之大林

左右に繁茂す、我此地を過ぎて、領主之田野に意

を用ひしこと格別成るに歎服す、また人民熊本

風にして撲マテ素他國の比にあらず

内之牧より二里、的石村あり、爰に領主小休之亭あり、

素質、庭は山泉一面に流かる、夏に宜し、北に北山あり、

南に阿蘇あり、阿蘇之脚甚た広く、田野あり、

また一里半にして二重之峠あり、甚高く、峠之道十

八・九町最難所、路山之脚殆と頂上をめぐる、

峠を下たり少く行けば、大石直立一大斧壁をなせし

所あり、壁立十丈計、横また同断、路を挟ミて左右

に直立す、これを過れば大杉山脚に並し、山腹鬱

として殆と唐画と一況 ○大津宿に到る 五里

大津宿より熊城下迄は少低之路、左右大杉之並

樹、此中桜之大樹十四・五丁之並樹あり、道巾甚広、

熊城を路二里程より望む、守孤立、^天画築制他

城之比にあらず、外周最大なり、武士屋敷其中に

あり、郭疊高く、堅牢おもふへし

熊城下新町之本陣に宿す、侯より十文字之鐘

横井先生へ龍⁽¹⁾
馬子を遣る

高橋之郡奉行
岩崎物部に面
会、志士なりと云

刃を賜ふ、我門之藩士数人来訪

廿日

廿一日

新町出立、馬にて高橋宿に到る、同所より乗船、此

夜島原江渡る、此地小川あり、小船にて川口へ下たる、半里

廿一日

払焼、島原へ着船、

城下本陣江休息、直に出立 ○此地より長崎迄は、土

地堯确、田畑之間大石雜ハリ、小石道路滿ちて甚

悪し、雲仙之嶽憤出せし^(ママ)による歟、西洋に云ラア之年

を經しものあらむ

廿二日

会津^(愛)に宿す

廿三日 ○

(1) 横井小楠
(2) 坂本龍馬

滞留中諸入用
会所銀出方

一、着当日御賄入用

一、勝手御用之品

仕込もの入用

一、滞留中用達

詰所雑用

一、用達筆者

老人 三匁宛
小使四人一匁五分宛

一、用達筆者着

出迎之者雑用

但銀貳拾九匁

一、水汲 一日三匁
人夫老人

△(3)

長崎着、日光峠見甚難所、直に奉行之御役宅江行

き面会、洋船未着之由を聞く、福濟寺旅宿となる

廿四日

立山江行く、聞く、蘭船八百人乗組、来月初旬に来

すへし、是は 所、

津諸国航海を妨たく、下之関を攻撃すへしと、又

英船も二千人を引き横浜に到るへく、海路を下

関にとり、大坂を通航すへしと云、洋人の密説也

廿五日

今日、急便差立京師、外国船之事情を言上、且鉄

製機械御買揚之事を申す

米利堅人上海江取寄
たる品、当時見合二付
払ふへしと云もの

廿六日

西役所江到る ○此日、長藩来訪を乞ふ、是ハ

国内の形勢を申さん為、且宰相父子悪意なき

を話さむと云、小子暗殺の為長藩数人崎陽江来ると

説あり、友人輩面会すへからすといふ

(3) △について指
示なく不明

廿七日

肥後藩庄^(註)村助右衛門来る、横井先生之口上あり、且

聞、当廿三日熊城江京師より早打^便来れりと、これ

長州御所置二付、^{彼若}異存を挟まハ勢^軍を出すへきとの

事なるへしと、其他阿州・筑前・福島等十家^同其令

を蒙れりと説あり^云 ○能勢⁽¹⁾金之助来る

廿八日

長藩四人来訪、我か政府之御意、且宇内^のを形勢を

説く、承服、今夜帰国、これを宰相父子江告げんと

云

廿九日

京師江書を送る、略に云、

洋船来津無之、兩三日前より長藩数人来訪、

是は私共着崎前後、事情探索之為相下候趣、

段々長藩之情実且海外之形勢、京師之御

(1) 能勢頼之(目付)

模様等弁解いたし申聞候処、近習向之者等大ニ

赧服之姿にて即日帰国、宰相父子(2)へも申聞候と

申出候、何様長人多くは愚にして直成る者、当

節必死を極居候者も多分にて、君侯も殊之

外心配之様子、且 京師・幕府より御召も

候ハ、早速上京心中之趣、尤其御所置ニより

候ては国内必死、窮鼠之勢顯然と相見申候、

何分過激輩は知彼知己之見無之、唯々

奉命無罪と申事申張候義にて、段々説得相

加、多分は解誤之者も出来可申候、

父子御召ニ相成候ハ、少人数は元より父子之意

にて候へ共、国内之者等此一挙ニ及候ハ、両国存

亡と存込、制令相破推参可仕哉と存候、是等之

義にて御大事之御所置破れ候ては、天下之

大乱相生可申哉、元より寛大之御所置ニ相成

(2) 毛利慶親(長州藩主)と世子定広

候ハ、意外に出候て却而落膽可仕歟、国人ハ

幕府江奉対聊も異存無之趣申聞、且御船

通航之妨等は決して為致申聞敷杯、呉々も申

出候、頑勇之田舎人一途ニ攘夷決戦と存込、

是より士氣も振出候事にて、実は可憐生

皇国之御為を存候者、却て国乱瓦解之階

梯と相成可申哉、狭小之見識一步千里を誤、

今に到候ては、困弊と国難とに当惑いたし居、

取附情実を訴候処無之、氣之毒千万と

(衍カ)
と存候、云々

海軍之一事は、長藩も心附、既ニ拙申聞候は、

我海軍に於て興起の妨申候へは、仇敵之思ひを成可申

と申聞候所、決して左様には無之、藩内日本船を

廃し海局を起候由申聞候、追々此者等

皇国保護出征に有りと申事は存附可申候、

前件ニも申上候如く、宰相父子被為 召候ハ、出京

無疑、出京之上は格別寛大篤と被遊情

実御聞、御取込メ等不相成、万事寛宥之

御所置相成候様御周旋、為国家相祈候、云々

○能勢氏来訪、長藩之御所置ニ付、言上書を呈せん

と云

三月朔日

(1) 庄村生来る、横井先生之伝言あり

○長藩兩人入塾を乞ふ、三田尻之話を聞く

二日

(2) 筑前侯より帯地三を賜ふ ○(3) 大村家より使、干鯛

・樽代を送る ○此夜、京師より御書付来る趣

三日

本日鎮台江行く、京師和泉守殿より御書付二通

受取、云、

(1) 庄村助右衛門
(肥後藩士)

(2) 黒田長溥(筑前
藩主)

(3) 大村純熙(肥前
大村藩主)

(4) 水野忠精(老中
出羽山形藩主)

朝鮮国之体情探索之儀、御軍艦奉行並勝麟

太郎江相達置候ニ付、近々対州表江下向可致ニ付、是

迄之規則ニ不拘、時宜之所置可有之候条可存其趣、尤

此節柄之儀ニ付、応接等之節、諸事手輕ニ可相心得候、

右之通肥前侯江相達候間、御用之時宜次第

直に対州表江渡海いたし、探索方行届候様

可被致候事

又

、、、

長崎表御用之時宜次第、直ニ対州表江渡

海可致旨先達而相達候処、此節御用も有之

候ニ付、長崎表御用濟次第、早々上京可被致候

○聞く、京師先無異、会津侯軍事奉行転任、

春嶽公(3)所護職被命、大蔵太輔(4)と改名之由

四日

五日

(1) 鍋島茂実(のち直大 肥前藩主)

(2) 松平容保(会津藩主 二月十五日京都市護職より軍事総裁職に転ず)

(3) 松平春嶽(慶永越前藩前藩主 二月十五日京都市護職に転じ、十六日大蔵大輔に任ず)

六日

此日、英之軍艦江行、大炮操練を見る、頗る熟せり、また軍艦来津之期を聞く、不分明

○聞く、京師にて長州御手当として出勢被命し十家、^一大体御受せらる由之風説あり

七日

飽之浦製造局一見、蘭人兩人に面会、此地万事

弛寛成るを歎す、小子をして惣督全備成さしめむ

ことを求む、此処往時我が建議し製造せし処にて、^{之器械所ハ}

洋人は是を知る、今にして全備せず、遺憾また不少

○薩人伊地⁽⁴⁾壯之丞・野村⁽⁵⁾宗七来訪、時勢を談す

八日

九日

朝より蘭之軍艦に到る、操練一見、頗る良なり、

近々横浜之軍艦箱館に到り、また此地に来ると云、

(4) のち貞馨(薩摩藩士)
(5) 野村盛秀(薩摩藩士)

噫^(カ)巴仕出之軍艦一隻来津すへしと聞く

○元治と改元ありし由を聞く

先月廿日
元治

十日

此日、京都并江戸江文通、大小監察方江長之

事情を云

十一日○

鎮台江行く、仏郎西船一隻近々来津之趣コンシユル之

話ありしと聞く

十二日

長州侯上京願出られし処、上京之儀不叶、大坂江上

阪すへき旨御免ありし趣風聞を聞く

十三日

十四日

今朝、柳川藩来訪

十五日

十時 □□□
野間 七郎
中村 作
龍 安次郎

(1) 毛利慶親

坂本次郎右衛門

十六日
十七日 無事、更不可一事聞
十八日

小笠原佐渡守より内使来る、当節之形勢尋

問

十九日

能勢氏来訪、英蘭軍艦之将ニ逢接可為話あり

廿日 雨天鬱々、有千古懷

廿一日

能勢氏を訪ふ、留守、築地居留洋館を見る

廿二日

杉谷3雍助

肥前藩来訪

能勢氏来訪 ○長崎調役並某来る、聞く、

黒龍船4久留米侯拜借被願ニ付、豊前佐賀

関に来る、且長崎へ御下ケ金拾万両有之、

又過日申上いたし候亜米利加製鉄機械御

(2) 小笠原長国(肥前唐津藩主)

(3) 肥前藩士 学者

(4) 有馬慶頼(筑後久留米藩主)

買揚之御下知、鎮台江御達書来る

米之コンシユル某面会を望む由、鎮台より

申来る

廿三日

長藩柳健蔵来訪、肥後藩庄村助右衛門・河瀬

典
与次・三村市彦来訪、横井先生之著海軍問答

之書持参、伝言あり

廿四日 廿四日

和蘭船将并コンシユル来訪、種々談あり、船将云、亜

細亜中日本之称すへきは、国人相喰ハさるにあり、

他州は皆相闘争し、終に邦内之擾乱と成ると、此

言正に頭上の一針

立山より、明日英船将并新コンシユル交代之者来

尋す、出張すへしと云書通あり

廿五日

米國コンシユル方江到る、旧年一面識之者、頗る
談あり

廿六日

立山にて蘭船將并コンシユル⁽²⁾ポルスビユルク江逢
接、下関戦争之事を止む對話書別にあり、
承腹^(マコ)、(神奈川)金川江向軍艦出帆、彼地にて日本政
府之御所置を待と云

廿七日

雲州藩来訪、八雲丸二番一旦帰国之命あり、
一番船は既に京師に於願出、国許江帰帆と云
○聞く、京師に八門を御取建、武場并砲台御取建
之議御決定と云

廿八日

鉄製所・御軍艦打建所一見

廿九日

(2) ポルスブルツ
ク(オランダ代弁公
使)

英船将并コンシユル江逢接談判、皆承服す、

但御所置速ニ落着、(神奈川)且ありたし金川之惣都督江対

又二応

談之事を申す

英蘭人は我か兼て知己、海外之友、此度

逢接皆可として承引す

晦日○

養生所一見、写真を見る

四月朔日

鎮台より蘭コンシユル小子へ面会いたし度、明

日出島江来訪を乞ふ由文通あり

来る四日出立之積取極む

二日

和蘭コンシユル方江行く、云、先日已来対談有之軍艦

差向ケ方、今二ヶ月之内返答可有旨、夫迄は金川に滞

在すへし、宜敷此事を周旋可給と云、猶種々之談

あり

三日○

鎮台へ行く、明日出立を治定す

四日

長崎出立、矢上中食、見立之者彦次郎・安

之丞、用達筆者兩人、肥前藩杉谷雍助、

老侯之内命あり⁽¹⁾

五日

島原着

六日

渡海、熊本着、肥後侯より使者あり、

当今形勢如何且海外之事実を問ハる、答

云、外邦人は時宜道理に明成り、故に逢接

之際、我虚言を以てせず直言飾らされは、必

らず^談対判かつて苦心なし、皇国人は皆

(1) 鍋島直正(肥前藩前藩主)

(2) 小楠の甥左平太・大平および小楠門下の岩男内蔵允の三名

(3) 細川慶順(のち韶邦 肥後藩主)

虚飾、且大義に暗らし、天下回旋すへからすと云々^{之勢}

池辺龍太使として来訪、御軍艦拜借之内話を

談す

龍馬を横井先生方江遣す

七日

出立、内牧二宿す

八日

久住江着 ○細川隅之助公子に途中にて逢ふ⁽¹⁾^(遵)
聞く、京師之諸侯大抵帰国すと

九日

野津原江宿す

十日

佐賀関着、船中之者来る

十一日

出帆

(1) 長岡澄之助(肥後藩主細川慶順の弟のち細川護久)

十二日

午時兵庫投錨、荒井其外来訪、江戸

操練局焼失之事を聞く、且蟠龍船備前

守拝借、順動・朝陽両船細川家拝借、近々下国

之由を聞く、同夕大坂江着、上陸

十三日

同夕大坂着上陸、兵部殿撰海炮台神戸之局

御巡覽として下阪有之趣ニ付御尋問、申長崎之

転末、且撰海炮台数ヶ所ニ築くは急務にあ

らず、若此財あらハ海軍興起にあらん、既一昨

年已来、草間過激輩京師に群衆、頻に此

事を以て口実とせし、微臣死力を尽し其

規模狭小を説解し、今天下海軍出征

之議に同意する者天下甚タ多し、然るを又

陳腐の俗説を以て御採用あり、海軍を捨て

狭小之炮台纔に撰海の警備以て天下之一

(2) 荒井郁之助(軍艦頭取)

(3) 稲葉正巳(若年寄 安房館山藩主)

大急務とするは何ぞ、誠ニ長大息に堪へず、微

臣か見解愚蒙なるか故に、終に悠々ニケ年、一

事も御採用あらず、此後幾度申上とも、決而御

用には及ふまし、唯々涕血して止まむ而已と云

○此夜、淀川夜船にて上京、是は再急御用有之、

召状長崎表江当月三日御差立有之と云故也

十四日

京着、直に登城、長崎之事を申す、且長州之御

所置速に御沙汰有之度、因循宜敷歳月を御送

被遊候は、終に解すへからすと云

十五日 登城

明朝一橋公江参上可致旨

嗚呼、関東之諸有司大義を知らず周旋してし、侯

伯大体不平を鳴らし、皆帰国なせりし、悠々不断かく此

之如ならきは、纔に其功なき而已ならず、終に瓦解

(1) 一橋慶喜(三月二十五日將軍後見職から禁裏守衛総督に就任)

せむ、拙微力不顧身、建言激烈すれとも、一人
憤発に及ふ者なし、泰平之余習歟、懦弱之
極歟、

我が建義せし海軍之事悉く破れ、殆ど俗吏
之愚見に庄せれんとす、此日憤激して、此議御
採用に充らすむは私力を以て暴起せむ、これ

国家之患難^レ反觀に不堪之余也と云

傍

十六日

朝、一橋公江拜謁、九州之事実、長門之御所置、海
外之形勢を言上

此日、神戸之局ニ付申上之事件、大低御下知あり
御船々諸侯より拝借、奉行江頼めハ入費を出して

御借渡有之事 教授之者赤松⁽²⁾・西川⁽³⁾之両子被

仰付之事 鷹取山石炭坑附属之事

与⁽⁴⁾之助被 召出之事 半年交代にて御軍艦

(2) 赤松左京(軍艦
組出役)

(3) 西川寸四郎(軍
艦組出役)

(4) 佐藤与之助(軍
艦組出役 海舟門
下)

大坂警衛之事 観光丸神戸御備付と成る

事 為稽古朝鮮・上海・広東地迄乗試之

事

○中根⁽¹⁾負来訪、千本⁽²⁾弥三郎同道

○佐久間⁽³⁾修理より文通、当時京地に滞留、且海

陸御備手附御雇と成し趣

○聞く、当時周旋之諸侯下国、参預之止みし

情実は、先月初旬にや

朝廷^(ママ) 御前にて開瑣之討論ありしに、島津⁽⁴⁾・

越前⁽⁵⁾之少将兩人開国之事を言上ありしに、

橋公⁽⁶⁾御一言もなく、是迄御下議反覆あり

しより、両家取沙汰甚々悪敷機忌に触

る処あり、且水府⁽⁷⁾・尾州家⁽⁸⁾・因⁽⁹⁾・備⁽¹⁰⁾・阿⁽¹¹⁾なと之侯伯

両家之議に内実腹^(マ)せず、橋公是等之所御分別

ありしより下議紛々、皆其大義を止め、面々下国

(1) のち雪江(越前藩主)

(2) 越前藩公用人

(3) 佐久間象山(信濃松代藩士 軍学者)

(4) 島津久光(薩摩藩主父)

(5) 松平春嶽(慶永越前藩前藩主)

(6) 一橋慶喜

(7) 徳川慶篤(水戸藩主)

(8) 徳川慶勝(尾張藩主)

(9) 池田慶徳(因州藩主)

下より
大盗大路を横行
するに門戸を鎖し
て畏覺するか如き
見識にてハ、何事も
行ハるへからず、若
見解少しく活せハ

を願ハれ、開瑣之論再起せしによると、

何事そ、大凡大道は世界に通ず、国内之小節譬

如何とも、天下之一是をとつて移らざる者、卓識

有力之輩にあらされハ不能、今侯伯真に力なく

衆愚之紛擾を恐れ、終に因循、国是立たざる

に到る、是も又勢歟

十七日 登營

酒井十之丞来る、安藤收藏来る、広瀬元恭⁽¹²⁾

○營中にて小松帶刀・高木豊後・高崎伊太郎に⁽¹⁴⁾

面会、無用之事 撮海炮台、さるに到らん 不同心は、海軍之建義是⁽¹⁵⁾

か為に支られ行ハれず、且邦人益規模狭小、上に⁽¹⁶⁾

門戸を瑣して大盗内路の横行を恐る、見識益⁽¹³⁾

固くするを恐る、若是なくは炮台もまた

可なり、且此度之集議解けて一是不

足、何事そ天下未夕衰極に及ハざる所以歟、人々

(10) 池田茂政(備前藩主)

(11) 蜂須賀斉裕(阿波藩主)

(12) 越前藩側用人

(13) 伊勢津藩医

(14) 薩摩藩家老

(15) のち五六(薩摩藩士)

藩士)

(16) ここから上欄「下より」に続くことを示す

私營を先にし、小嫌忌を厭ひ、憤発中心に徹

底せず、区々として解散に及ぶ、後挙如何といふ

ことを談す

十八日 登營

御所江被召出、長崎之逢接之転末、且長州之情勢、米

国戦争之起源并新發明之大炮船艦之事共

御尋有之、子細に言上す

十九日 登營

摂海之御警衛向、神戸海局之事共

被 仰渡、早々下坂可致旨

廿日

佐久間象山先生を訪ふ、時勢且海外之形勢

を談す、先生卓識感服すへきの論なし、

且同人同道にて、親王家江参館可致

旨内命ありといへ共、出立掛且幕府無御沙汰

郡山藩

関根寄次郎

武安与五郎

山階宮小臣上上京

を聞召され、象山

同道にて是非

(1) 山階宮晃親王
(もと勸修寺門跡)

参殿いたすへき旨
御沙汰ありし也

を以て、直に下阪す

廿一日

大坂着、夕刻兵部殿江参上、当時御炮台御建

築、空敷敵弾之的を造るもの、況哉邦人日新の

学に暗らく大声に雷同し、狭小之人心、若炮台あら

ハこれを壊て可なるへし、胸壁の蔭にて炮発するを良

とせハ、益狭小之見識を固着せん、然れとも今此築造

御定議、且 御所にも被召聞候上は、小臣何とか云ハん、云々

廿二日

(2) 東町奉行御役宅江寄合、空談

廿三日

天保山江兵部殿御出、御倍從^(ママ)

廿四日

薩藩中原猶助^(介)来る、英書借受之事并小松

帯刀子之伝言あり

(2) 有馬則篤(大坂町奉行)

○久留米藩今井栄・磯部勘平、大鵬・觀光之兩

船拝借之事にて来る

○翔鶴船昨夜着、木下并石野民部乗組、英人

逢接之事にて急御用と云

聞く、英之アールコック氏⁽³⁾逢接之事困難、彼撰海に軍

艦を入れ、京師に所説あらむ、又瑣港之談ハ彼冷

笑して不取敢と、此事皆我崎にて彼か軍將より聞

ける所、其情実を以て閨老・橋公江言上せしに、御所置

未決、彼又先して江戸に逼れるなり

廿五日 兵部殿内海御一見、長崎丸御乗組、天保山より西

廿六日 之宮・神戸・兵庫・松尾崎^(帆)・由良・友ヶ島・堺

廿七日 辺、此日由良近傍

廿八日

廿九日

四月初日
二日 堺より陸行、大坂江帰る

(1) 木下利義(軍艦奉行並)

(2) 石野則常(目付)

(3) オールコック(イギリス公使)

朔日、御暇御参内相済、近々阪城江被 為入候趣

三日

炮台場所之事を談す ○京師より、明日大和守殿・

監察兩人急御用ニ付、黒龍丸江乗組、江戸表江出帆可

為致旨申来る

(5) 久留米侯より、御船拝借之礼として使来る

四日

熊藩牛島五一郎・江口純三郎外一人今日阪着、明日帰国

之由にて暇乞に来る

此日、京都より急御用として御目付石野、大和守殿黒

龍船にて江戸江御帰帆之由申来る、尤万事兵庫江

達相済候趣也

○昨日、築造掛より摂海炮台之ヶ所取調へ草稿一見、

無存寄旨御目付江答ふ、摂海警衛は一昨年已来

申立も不少、今又此事再議、悉く無用陳腐之談

(4) 松平直克(政事
總裁職 武蔵川越藩
主)

(5) 有馬慶頼(筑後
久留米藩主)

而已

五日

江戸江長崎表製鉄機械引移可申御書付来る

此製鉄器は、昨年神戸江移替之命あり、今年彼

地に到りて見るに、機械古く破損のヶ所少なからず、且

大低築建成就、今是を動かす時は空敷歲月

費用を失し、所謂勞して功少なき歟、此故に此具

は彼地にて充分成就せしめ、附屬を建増し、神戸

附庸となさんとす、関東之俗吏、神戸之海軍盛

大に及ハむとするを妬し、此議に及ひし歟、夫当今之これ兵

は、国内人才を挙げ門地を破り海軍を興起する

尤当今之急務、然る彼我互に妬して支説を作

る、また何之余暇そ

黒龍船来津、聞く、帰御 御船之被 仰出ありと

○⁽¹⁾中原直助来る

(1) 中原猶介(薩摩藩士)か

六日

御目付江行く、明日 御下坂被 仰出 ○鯉魚門船乗

組、観光船同断来訪 ○大鵬船近々帰るへき趣

七日 登 營

七ツ時御着城、御目見

和泉守殿・雅楽頭殿江拝謁、京師近日又々三港鎖

すへきの命あり、其他種々御混難之事共有之、委細

は兵庫頭より聞可申、右二付能々御船々の手当

等可致内命あり、且撰海之雜議鎮定之事を

申す

八日 登 營

閣老并御側衆江御船々之事を申す

○一橋様御下坂明日頃との説を聞く

九日 登 城

還御之節、御召船にて御供可致旨被 仰付

(2) 水野忠精(老中
出羽山形藩主)

(3) 酒井忠績(老中
播磨姫路藩主)

十日^(マ)

○今夕兵庫より御船可相廻、明日 天保山

御巡覽、且御船にて内海へ被為成旨

橋公より別段仰にて、唯今より兵庫表江

参り御船手当可致旨被命、俄の事にて

御間ニ合申間敷旨、御答申上、即刻出張

十一日

兵庫より鯉魚門并長崎・朝陽之三船

を乗廻、四ツ時

御乗船、橋公⁽¹⁾・泉州⁽²⁾・兵部⁽³⁾・右京亮殿同断

直に出帆、兵庫^{江乗り}湊川 御上岸、風烈

小船乗るへからず、船中江御滞泊

十二日

松尾崎^(帆) 御遠望、友ヶ島同断、堺江午時

御着船、御上陸御供、大坂江帰る、此日

内命、十五日頃 還御之趣、御船々是非共

(1) 一橋慶喜

(2) 水野忠精

(3) 稻葉正巳

(4) 秋月種樹(若年

寄 日向高鍋藩世子)

用意行届可申旨也

十三日 登 營

撰海之事を論ず

十四日 登 營

此日如左被 仰付、且於

御前御軍艦奉行被 仰付

海軍御取建は勿論、兼而被 仰出候通

御警衛向都而引請可相勤候、依之別段

之 思召を以而御作事奉行格被

仰付之

諸太夫(マコ) 被仰付之

即日安房守と伺相濟

○大坂御船手御廃止、神戸附屬に被 仰付

○明後十六日御乗船被 仰出

大坂御船手之御役被廃止候二付、是迄大坂

勝麟太郎
大坂御船手之御役
被廃止候二付、是迄
大坂御船手御預
之御船々、且御船
手組支配之面々
都而御軍艦奉行
御預二被 仰付候間、
神戸操練所附被
相心得、尤後來
之規則等委細
之儀取調、猶相伺
候様可被心得候事

御船手御預之御船々、且御船手組支配之面々

都而御軍艦奉行御預ニ被 仰付候間、神戸

操練所附被相心得、尤後來之規則等

委細之儀取調、猶相伺候様可被心得候事

十五日 登宮

明日 御乗船御東下之命あり、此日御船々

天保山沖江集会、翔鶴丸・觀光丸・蟠龍丸・

朝陽丸・発起丸・長崎丸・大鵬丸・鯉魚門等蒸

気船、帆前船千秋丸・広運丸

十六日

雨にて 御乗船九ツ半時過、即刻出帆、紀州

加田江御碇泊

十七日

紀州大島江御碇泊、無量寺江 御上陸、船中

江御一泊之積、夕刻風企出帆、風之風逆、紀之勝浦江

御一泊

十八日

紀州勝浦御出帆、志州安乘江向針路をとる

洋上穩にて、直ニ遠洋を航す

十九日

船中にて反物
銀子五枚
御召御野羽織
御手から拝領

朝四ツ時浦賀江御着船、御上陸、船中江

御一泊

廿日

暁七ツ時出帆、六ツ半時品川江御着船、直ニ御上陸、

浜御殿より還御

船中にて御直に万事言上、君上英敏、微臣か輩

驚歎すること不少、且御英断凡人之及ふ所にあらず、

微臣特恩を蒙ること他に比する者なし、実ニ千載

之一遇、唯以一死期する而已

廿一日 登 營

還御二付、惣出仕

廿二日 登 營

廿三日 登 營 (A)

廿四日 同

○神奈川江罷越、英蘭之軍艦面識之者

炮台新式其他出問すへき命あり

廿五日 同

⁽¹⁾周防殿江西国之情実、外国之形勢等を申

○堀伊賀守、神奈川奉行より転し御軍艦

奉行被 仰付

明日(神奈川)金川江罷越出問、且英蘭下ノ関の

戦争如何成すへき哉、其他之形勢も窺可申

旨、周防殿御内話有之

廿六日

神奈川出張、大米屋一宿

(1) 板倉勝静(老中
備中松山藩主)

(2) 堀利孟

廿七日

運上所江行く、夫より蘭之コンシユルゼ子^(ネ)ラールポルスブロックを訪ふ、彼云、軍艦メタールコロイス来れり、船将は一隊之督なり、彼を呼ハん、面会して万事を質問せよと、午後船将デマンと云者来れり、炮台大銃之改革を問ふ、彼か船に積む所、渠道大銃新式之物あり、明日に艦に來れ、これを示さむと、ポルス云、長門の御所置如何、既に定約せし期を過ぐ、軍艦アムステルダムと称するもの、兩三日過なハ又入津せん、思ふに長州御所置^の、政府容易あるへからず、今我強てこれを攻撃せは可ならざる所あり、英仏と謀し貴国政府之御所置如何を試み、後兵を用ひん歟、又近日瑣港之談あらむとする風聞あり、是等礼節信義を知らざる輩の云所、政府若是等の事を採らハ、各国豈只唯々として止まんやと

廿八日

今度海軍術
 盛大ニ被為興、攝
 州神戸村江操練
 所御取建相成候ニ付、
 京坂・奈良・堺・伏見
 等住居之御旗本・
 御家人子弟厄介ハ
 勿論、四国・九州・
 中国
 辺諸家々来ニ至
 迄、有志之者は
 罷出修行可致候、
 尤業前熟達
 之者は、御雇又は
 出役等ニも可被
 仰付候間、委細之
 儀は勝安房守
 可被承合候、
 右之趣向々江可
 相達候
 右之通相触候間、
 可被得其意候事
 五月

蘭之軍艦メタールコロイスに行く、ポルス子同敷来る、大銃の
 事を問ふ、又其制を見る、帰途ポルス子の館舎へ来たれと云、
 同行、午飯を出たす、頗る懇切、雑談数刻、我が政府
 より来れる御返翰を示し云、貴国之書は詞多くして
 実寡なし、其翻訳繁雜にて、恐らくハ元意を失
 せむ歟、過日参政御兩人御出あり、長州之事件なり、
 我輩いまた其攻撃の日を卜せず、おもふに我輩
 順々として道を踏み、貴国政府の不信を責めむ
 には然かす、公等是を何とかおもふ哉と
 外国之風説云、
 英之軍艦インランヂヘセー我内海之義江乗込、下之関にて一戦
 せんと云議既に決定し、仏蘭其他もこれに同せり
 其発するの時は、今一レヂメント近々神奈川金川に來津
 するを待と云、又聞く、此説を以て政府に逼まり

猛勢を示すもの、海陸の兵悉く集会の後ならて

ハ発せすと、窃に聞く、一説あり、英人軍勢を集

め内海に逼らむと云もの、唯政府にいふ所而已、其

内実は、来年六月定約期限(ママ)に当るを以て、瑣港

の対談あらんとするを察し、其議を説破し

時宜に因て兵勢を示さんか為、暗に其備を設

くるなりと、ゆへに内海之事を名とし、其実は是

等為に設くる也と云

仏郎西のメキシコを取る、其入費六百万弗不足して

其出つる所なし、我邦に兵を集る英艦の入費

また莫大なり、其費用必らず我邦より取る

へき見込あり、ゆへに英人頻に兵を呼び、未タ一

言嚴重之対談なし、必らず此事近きに興らん、

又内海中に英仏蘭之軍艦を備へ置かむと

する説あり、其費用は我政府より出さしめむ

と議すと云

此諸説当らすといへとも遠からず、若我政府長

藩之御所置速に決し、彼か軍艦通行すとも

一炮不発、静然として頓着なき時は、彼大に失

望せん歟、我彼か船に向かつて発砲させる時

ハ、彼慢に放発せん哉、又デメント探金の出たすへき

なし、彼か集兵之費用何を以て我より得ん

とする哉

廿九日

運上所江行く、明日1ゾンタラ、明後日英之アドミ

ラル江行くを約す ○江戸にて鎖港之事被 仰出

晦日

休日

六月朔日

英之軍艦ユラエルスと号するもの江行く、船将アレキ

(1) ソンターク(日曜日)の意。元治元年五月三十日は、グレゴリオ暦一八六四年七月三日で、日曜日

サンドルに面会、アルムストローク銃之訓練を見ず、皆
習熟、一々感服するに堪へたり、航海且英之軍
艦等の事を話す

二日

帰府

三日 登 營

御用部屋にて外国之情実を申す

○此日早朝、大和守殿登⁽²⁾ 城、御直に鎖港忽に

すへからす、若閣老・参政此事を妨げは、速に放逐

然るへしと言上あり、直に退出ありしと聞く、

此義甚夕然るへからす、鎖港之事、曲直何れに在り

や、彼か兵勢を示して我を圧するは、我国政善

ならず武備整ハさるにあり、無法に鎖港を論す

るは実に孤陋之極なり、夫れ瑣を論せんとせハ

宜敷一戦すへし、戦ハすして彼に談せんは能ハ

(2) 松平直克(政事
總裁職 武蔵川越藩
主)

す、豈我より不信を彼に施さんやと、周防殿

御初雅楽頭・河内守殿江申す

四日

今朝、川村順来訪、聞く、昨朝大和殿御直に言上

あり、周防殿・雅楽殿・河内殿、参政因幡殿・縫殿々、

要路大監察大久保豊後、監察杉浦兵庫、司農木村

甲斐、大監察菊地伊予御放逐あらずんは、瑣港之

議成るへからず、然らされは出營するからすと被仰上

依之右之人々今朝より出營なし、如何して可ならん

哉と、若説あらは氷解之道為国家周旋これ頼

むと云

五日 登營

我議して云、当今之形勢危急、空敷是非得失を

不論、御遵奉を云者、真の御遵奉にあらず、然共

幕府御力勢且御人なし、空敷過激者之玩弄物ニ成

(1) 酒井忠績(老中播磨姫路藩主)

(2) 井上正直(老中遠江浜松藩主)

(3) 川村順一郎(匡目付)

(4) 諏訪忠誠(若年寄 信濃高島藩主)

(5) 松平(大給) 乘謨(若年寄 信濃田野口藩主)

(6) 大久保忠恕(大目付 道中奉行)

(7) 杉浦勝静(目付御勝手掛)

(8) 木村勝教(勘定奉行)

(9) 菊池隆吉(大目付)

て、是非得失を顧る者なく、大臣恐怖を懷きて真

識不立、今大和殿之事、殊ニ甚敷愚見也、速に

京師に事実を御通し、過激輩の策略中に

御陷なきこと肝要ならんと、周防守江參上、種々

建義す、近日上坂、万事周旋すへき内命あり

六日 登營

閣老不參、群議沸騰、悉く是非得失を弁

せず

七日 登營

八日 同

昨日より閣老登營有之、瑣港之事、議論

紛々、奸吏一身之榮を求め、且過激無著之輩

におひやかされ、心ならず瑣港を論す、可笑、唯

田安營中之混雜而已にて、大方に議論すへき

詞なきを ○聞く、上州之草賊所々横行、金

夜中大目付より
達

勝安房守

明後十一日御軍

艦江乗組、大坂

表江罷越候様

可被致候事

六月九日

をむさほり攘夷せむなど、可惡之輩群集す

九日 登營 大島生着府、来訪⁽¹⁾

此夜、明後十一日乗船、上坂すへき命あり

十日 登營

石野民部上京、同船すへき旨同人被 仰渡⁽²⁾

○此頃、官吏瑣港に雷同し、其説を主張する

輩六・七人あり、心中其行ハレ難きを察すといへ共

草賊天誅なさむと流言するを恐れ、且風雲の

会に乗し、私營をいとなみ拔擢を求むるの奸心

にて、良士其説の正実なる者を離間し、君を憂

ふる心一滴もなく、誤邦家とす、真に可憎々々

十一日

乗船之所、石野氏御用有、登營明日に延引

○此日、順動丸にて和泉守殿御帰府之由、局より申来る⁽³⁾

大島生来訪、朝鮮之事議を談す

(1) 大島友之允(対馬藩士)

(2) 石野則常(目付)

(3) 水野忠精(老中出羽山形藩主)

十二日

乗船長崎丸、直に出帆

十三日

遠洋中にてシリンドル破摧、南風船不進、引廻シ

江戸海に向ふ、洋中翔鶴船を見る

十四日

大島前にて北風に変ず、此夕下田湊江入る、江戸江

別船并破損帆前にて不可帰、挽船下田江来るへき

旨申遣す

十五日

滞船、蟠龍船入津、此船も蒸気缶損所多く、

速に上坂無覚束趣を聞く

十六日

滞船

十七日

為乗替船翔鶴丸、長崎丸為引船黒龍丸入津、

坂本龍馬下東、右船にて来る、聞く、京摂之過激輩

貳百人程

数十人、皆蝦夷地開発通商、為国家憤発す、

此輩悉く黒龍船にて神戸より乗廻すへく、此義

御所并水泉公も御承知なり、且入費三・四千両

同志之者所々より取集たり、速ニ此策可施と云、志

気甚盛なり

十八日

石炭積込、滞留

十九日

払暁出帆

廿日

午前天保山冲着、上陸、石野氏直ニ上京

廿一日

御船手屋敷、兵部殿江参上、関東之形勢を

(1) 水野忠精

申す

廿二日

熊坂他一人来訪 ○萩藩数人上坂之趣

廿三日

御船手屋敷御船蔵見分、神戸之諸事伺書認む

○今夕より、長藩五百五拾人白筒袖銃を取て水

陸より上京、形勢異体、惣将福原越後、三

并同人 有り
百人之家来と云

廿四日

御船手元与力人見団三郎来る

○岩国藩粟屋佐兵衛来る、聞く、長州近世政堂

を山口に取建、国内士民会集して政を議す、分家

之臣云、今宗家危急之際、傍觀すへきにあらず、会同して

江戸江下たり歎願せんと、此議一定せり、当此時、京師

当月五日浮浪殺戮之挙あり、⁽³⁾壬生浪士輩、興之余

(2) 長州藩家老

(3) 新撰組

無辜を殺し、土州之藩士又我か学僕望月生など

此災に逢ふ、長藩も又然り、故に憤激して上京、

七卿を復職し、橋公・中川親王を廃し、攘夷一轍

にせんと云と

廿五日

昨夜登城、諸司代屋敷にて防禦守衛之議あり、

銃手不足、人数また同断、激論す

当夜神戸江下たる

廿七日

廿八日

金馬生暇乞に来る、彼長藩中に在り、

海軍の説をとく、過激輩大低同意と云

廿九日

七月朔日

大坂江行く、加州発機船(起)に便す、直に西奉行所

(1) 望月亀弥太(土佐藩士)

(2) 三条実美・三条西季知・東久世通禧・壬生基修・四条隆詞・錦小路頼徳・沢宜嘉

(3) 一橋慶喜(禁裏守衛総督)

(4) 朝彦親王

(5) 安岡金馬(志士土佐藩出身海舟門下)

退職

閨老

板倉周防

酒井雅楽

参政

諏訪因幡

松平縫殿

大監察

大久保豊後

菊池伊予

監察

杉浦兵庫

星野金吾

退職

松平大和

外国奉行兼町奉行

奉行

沢右近

勘定吟味役

小田又蔵

監察退役

佐々木脩輔

(6) 兵部殿江参上、京師并山崎之事実を申す、当

地猶混雑、御城外に馬出を築き、諸方御手加等

未夕一定せず、兵事を暗らき如斯、一人も共に談

すへき者なし、歎息して閉口す

二日

江戸にて閨老并総裁職退役之事を聞く

御用御取次

(8) 土岐下野

(9) 跡部伊賀

三日

明、奉行屋敷江行く

四日

粟屋佐兵衛来る、聞く、長藩も過激之挙なし、唯

歎書之御答を待つ、近日国主信濃と長之家老

人数引纏として必らず上坂すへき由聞ありと

(6) 稻葉正巳(若年寄 安房館山藩主)

(7) 星野千之(目付)

(8) 土岐朝昌

(9) 跡部良弼

(10) 松平直克(政事総裁職 武蔵川越藩主)

(11) 沢幸良

(12) 長州藩家老

○石野民部発機船にて帰東、之に属して 和州公江⁽¹⁾

(1) 水野忠精

神戸御開之細事、速に御下知有之度趣を乞ふ

○御船手之与力同心帳面類持参、幕六張・鍵印其他入用

金三拾両可相渡旨相約す

五日

越藩内田閑平来る、黒龍船御買上相願候由決答

聞く、御所より一昨夜長藩征伐被 仰出たりしに、橋公御答

に、関東にて鎖港被 仰付候総裁退職、其他内々變動

有之、大変相生せんとす、形勢なる如斯故、決て長藩御所置御受

成難し云々の御答ありしと云、此節は関白家より聞

く処

(2) 二条斉敬

京地之御警衛、会藩は竹田街道に出張、皆甲冑、此

災熱如焼なるに不堪、病人甚多し、長藩山崎天王

寺に屯する者、夜はを簞数ヶ所に焼く、是も又病人多し、

形勢甚猛なれ共、戦争する意にあらず、対馬・因州

之留守居、諸家之留守居を会して云、長藩之歎願

甚尤なり、宜敷諸家と共に周旋せんと、会合日々

なりと云、嵯峨辺は長藩之巡視多し、会藩

之相伺を恐れ、士分来れハ敵にこれを改むと云、

長之家老福原越後か云、当節歎願之筋あり、江府

江下らんとす、此事を氣遣、寄兵隊其他脱走して

上京す、故に是等鎮撫之為山崎に止まる、伏見辺同

家之人数を出し、非常を守り敢て乱妨せしめず、かつて

無法の拳は幾重にも鎮静すへし、京地之御警衛等

願ハくは解れんことこれ希ふ所也と、其いふ所皆遁辞、

初より虚勢を示めし、後無異落着を計るに不遇、

京坂之諸官員盲動狼狽(ママ)空議而已、其兵備之

如き実に平常にあり、事を見て驚怖する者、豈武夫

之職掌を知れりといわん哉、吾数年来天下之大勢実

備を論す、かつて聴かれず、爰に到て知りぬ、是瑣(ママ)

細之事猶空動如斯、況哉天下之武備を解せん者

誰人か之あらん、不如黙して後來の知己を待たんにハ

六日

内田閑平来る、聞く、越前兵を率て上京、今日国元発

足なりと云、京師より被召候侯伯甚多し

山階宮之御内話に云、関東諸役変遷不可然、各

復職之義被進 仰むとす御書既に出来せりと

長藩征討之 勅出たりしか、一橋公御答に云、今関

東内破、定議不立、今にして此義被行難し、暫

勅答成りかしと (た欠カ) ○一橋公、内は水藩数人有りて尊

意不透、外は諸藩其説の反復を議し、関東

にては悉く公を疑ふ、実に御心中察奉するに、御苦

心不可計 ○御船手御預海御船御損破之分御抔

伊予小早一艘御新調、前々伺済之通可取計と

兵部殿に伺ふ、皆落着

(1) 晃親王(国事御用掛)

觀光船入津、能勢金之助京師江為御使来る、聞く、

關東混雜他日にに倍す、諸官唯不平を鳴らして

出營なき者甚多し、賢愚風を成し、一も実

着之拳なし、瑣港之論近日あるへき由、常州

之水藩草賊輩横行、征伐之諸侯力に不及歟

将夕閣老初、朝進夕退策施すに所なく悠々

不断、終に大事に到らむとする形勢ありと云

七日

此頃絶而無雨、大凡五十日計炎熱如燒

八日

粟屋生来る、聞く、長之家老国司・越後式百人計

にて昨夜深更着坂、又聞く、英艦三・四艘馬関

之沖に出没、類船を待か如しと ○又聞く、一昨々日頃歟

伏見江永井主水正・戸川(銚)三郎到り、長藩家老に応

接、其大意は願望の筋あらは、人数を退け、少勢にて

(2) 能勢頼之(目付)

(3) 粟屋佐兵衛(岩国藩士)

(4) 永井尚志(二月九日京都町奉行より大目付に転ず)

(5) 戸川安愛(目付)

出京可相願云々

九日

御損船入札之分御扱、難破小早御造製之義を

組与力宇津尾奎之助江談す

聞く、常野之一揆勢甚盛、去ル十四・五日頃、水府家并笠

間・館林其他之侯伯征討出軍せしか、半途より水藩引

去り、幕庭閣老諸官変遷之事起り、諸家之人事

去るも行くも不能、半途にて疑惑し手を下たす能ハす、

其内賊勢一万程に及び、府下に乱入の勢あり、其道路

之小侯辛らくして其皆を保つと、当春已来、長藩之

御所置因循せし内、長藩水藩と結び、其頑愚を説

きて、無謀瑣港を談し、夫より竹田^(武)・大庭⁽³⁾など云水藩

是之議を主張し、蔓延爰に及び、幕府微力、小侯

懦弱にして征服する不能、表に攘夷瑣港を張りて

内心恐怖し、偽詭万端に出て、一も正実着実之御所置

(1) 武田耕雲斎(水藩執政)

(2) 徳川斉昭(水戸藩前藩主)

(3) 大場一真斎(水藩執政)

或は聞、竹田伊賀^{(1)(武)}は水藩奸人有て御国政向よろしからず、是等を言上せんとて周旋す、然れとも板倉閣老初已前より事をとられし官員退職ゆへ、水府之奸人其虚に乗し、前老公方の者を以て斥せんとす、ゆへに其内々の混雜甚敷、敵仇の如くなり云、又別に激烈攘夷家あり、俗目して天狗連と云、水府の内々其党大低三党に別れ同志

打なり、幕府^五
取入りし者ハ奸党
と云、此党終に
意を得むとす、
ゆへに他の二党憤
激益甚敷、今ハ
攘夷よりは内乱
甚敷と云、此説
正を得たり

なし、爰に到て知る、当春越・薩其他の諸侯国是を定
め、当今攘夷すへからざるの議を御採用あらハ、譬瓦解
に及ふ共何之恐怖かあらん哉、国是不立、偽詭極つて
今哉変革瓦解之端ならんとす、智者あるもそれは
を如何、拙臣東西南北に奔走、頗る嫌疑中を犯
して忠告數十、一も透貫せず、今之之^(この)国難に当
て空敷憤死せんとす、千載之遺憾、誰人か心衷
之悲を解せん

【海舟日記 三】に付属する文書】

① 1丁目に挟み込み

三州碧海郡中島村
小笠原清晤

平田信太郎
河野耀司

② 5〜6丁目の間（文久三年十月十三日〜十九日条）に挟み込み

a
（異筆）

俸金貳百五拾兩	俗事重立取扱
	桜井貞蔵
同貳百貳拾兩	船運方取締
	関川伴次郎
	同貳等
	榊原鉄五郎

b
(自筆)

水戸行	伝習掛通弁出来	山内文次郎	右之通り御座候、以上	同三拾両	同四拾両	同六拾両	同百両	同百五拾両
				村越千三郎 鈴木大三郎 永原平三郎 酒井文吉 松崎三次郎	同並 木村栄 松井与七郎	同五等同 中沢又十郎	同四等俗事 谷喜八郎	同三等 横地健次郎 土岐源太郎

行衛不相知
箱館
飯高平五郎

兵庫
田島重太郎

佐倉行
細谷安太郎

行衛不知
福島某

箱館

暇出横浜
中山右門太

製鉄所掛
山高左太夫

仏語

陸軍奉行
山口信濃守

仏郎西
合原左衛門尉

陸軍伝
成島 柳北

習掛

③ 20丁〜21丁目の間（文久三年十一月六日〜七日条）に貼付

（異筆）

勝麟太郎

海軍御取建は勿論、兼而

被 仰出候通、御警衛向

都而引請可相勤候、依之

別段之

思召を以、御作事奉行格

被 仰付之

同人

諸大夫被 仰付之